

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

相違理由	泊発電所3号炉	島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉
			<p>① 基準津波及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>② 敷地周辺の海底地形の概観が判別され、その地盤が信頼性を有するものか。</p> <p>③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による効果を考慮する上で、断面形状のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>④ 海上の海上・伝播の効果について、海上・伝播効果の検証に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。</p> <p>⑤ 海洋上の人工構造物について、海上・解説上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上のメッシュサイズを踏まえ適切に形状にモデル化されているか。</p>
	<p>【確認事項】</p> <p>① 基準津波及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>② 検討対象は日本水資源協会「M2000 データ」(2006) を補正するとともに、敷地周辺は 2011 年 3 月地方太平洋地震後に実施した測量測定データを用い、敷地では地盤後に整備された国土土地院「DEM データ」を使用する。また、取扱水路等の沿岸、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>③ 敷地周辺に、一級河川の北上川が存在し直面前に直角して走るが、敷地周辺の河川と敷地前面は地形的な高まりが認められるところから、敷地への影響を密に影響することはない。</p> <p>④ 海上の海上・伝播の効果について、海上・伝播効果の検証に応じて解析モデル、解析条件を踏まえ適切に設定し、海上のメッシュサイズをモデル化する。</p> <p>⑤ 海洋上の人工構造物は、耐候性や耐津波性を有する在来の工法の工法地盤、及び構造地盤に影響する在来の工法地盤とする。</p> <p>【別添1 H.1.2.1.3.(1)】</p>	<p>【確認事項】</p> <p>① 基準津波及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>② 検討対象は日本水資源協会「M2000 データ」(2006) を補正するとともに、敷地周辺は 2011 年 3 月地方太平洋地震後に実施した測量測定データを用い、敷地では地盤後に整備された国土土地院「DEM データ」を使用する。また、取扱水路等の沿岸、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>③ 敷地周辺に、一級河川の北上川が存在し直面前に直角して走るが、敷地周辺の河川と敷地前面は地形的な高まりが認められるところから、敷地への影響を密に影響することはない。</p> <p>④ 海上の海上・伝播の効果について、海上・伝播効果の検証に応じて解析モデル、解析条件を踏まえ適切に設定し、海上のメッシュサイズをモデル化する。</p> <p>⑤ 海洋上の人工構造物は、耐候性や耐津波性を有する在来の工法の工法地盤、及び構造地盤に影響する在来の工法地盤とする。</p> <p>【別添1 H.1.2.1.3.(1)】</p>	<p>【確認事項】</p> <p>① 基準津波及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>② 検討対象は日本水資源協会「M2000 データ」(2006) を補正するとともに、敷地周辺は 2011 年 3 月地方太平洋地震後に実施した測量測定データを用い、敷地では地盤後に整備された国土土地院「DEM データ」を使用する。また、取扱水路等の沿岸、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>③ 敷地周辺に、一級河川の北上川が存在し直面前に直角して走るが、敷地周辺の河川と敷地前面は地形的な高まりが認められるところから、敷地への影響を密に影響することはない。</p> <p>④ 海上の海上・伝播の効果について、海上・伝播効果の検証に応じて解析モデル、解析条件を踏まえ適切に設定し、海上のメッシュサイズをモデル化する。</p> <p>⑤ 海洋上の人工構造物は、耐候性や耐津波性を有する在来の工法の工法地盤、及び構造地盤に影響する在来の工法地盤とする。</p> <p>【別添1 H.1.2.1.3.(1)】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②敷地周辺の週上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に関する事象ガイド</p> <p>①津波襲来のリスク評価のポイントは以下のとおり。</p> <p>当社のリスク評価は、現行の防災対策の侵入・防護及び避難、内並びにそれらの能力を評価されている。また、敷地周辺の浸水域の蓄積量、引き後の津波の高さ、引き後の津波の週上・流下方向及びそれらの速度について留意されている。</p> <p>②敷地周辺又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その潰滅の分合と施設前面の津波の週上高さの分布が比較し、週上部が敷地に施設から距離・流入する可能性を考えられるか。</p> <p>③敷地周辺又は敷地周辺の地形、堤防の局所的な変化、並びに周辺への回り込みの可能性を考えられるか。</p> <p>④水路等が津波の届く場所と、堤防・流下方向に影響を与えるか。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る計画</p> <p>【別添1】H.1.8(1)</p> <p>1. 泊発電所における地形等の変化に係る計画</p> <p>次に示す可能が考えられる場合は、敷地への週上路筋に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤に起因する変状による地形、河川底質の変化 ・乗り気で運搬する伴隨著による底質・堆積による地形、河川底質の変化 <p>2. 地震・津波による地形等の変化に係る計画</p> <p>【別添1】H.1.8(1)</p> <p>次に示す可能が考えられる場合は、敷地への週上路筋に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤に起因する変状による地形、河川底質の変化 ・乗り気で運搬する伴隨著による底質・堆積による地形、河川底質の変化 	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																																													
<p>【確認内容】</p> <p>(1) (は、2.)の海上解釈結果を踏まえ、海上及び陸下地形上の地盤が他の周辺の地盤について、地盤による波浪化、流动化又はすべり、若しくは堆積による出形成化、浸食化が考えられる場合等、海上の地盤への効用(回り戻しによるもの含む)の可能性について検討する。なお、敷地周辺場合は、海上に波の堆積による効用に対する対応について、重要なのは、自家侧面の堆積物をどの程度の頻度について、重要な段階の留意点と同等の困難性を有する評価を実施する等、専門の留意点が必要である。</p> <p>(2) 敷地周辺の海上並島上に河川、水路が存在し、堆積による地盤が考慮される場合には、海上の地盤への効用の可能性について検討する。</p> <p>(3) 海上波の敷地への直達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、堆高変化、河川堆積の変化について、其の活動性Ssによる被害予測を、海上解釈の初期条件として直面していることを確認する。</p>	<p>【確認状況】</p> <p>(1) 海上解釈結果に当たっては、地盤による地盤の変化について、以下を考慮し、解析結果を踏まえ、海上及び陸下地形上の地盤が他の周辺の地盤について、地盤による波浪化、流动化又はすべり、若しくは堆積による出形成化、浸食化が考えられる場合等、海上の地盤への効用(回り戻しによるもの含む)の可能性について検討する。なお、敷地周辺場合は、海上に波の堆積による効用に対する対応について、重要なのは、自家侧面の堆積物をどの程度の頻度について、重要な段階の留意点と同等の困難性を有する評価を実施する等、専門の留意点が必要である。</p> <p>(2) 敷地周辺に波浪の週上・流下方向に向ける影響を有する可能性のある河川、水路等は存在しない。 【別添1 H-1.2.1-3(2)]</p> <p>(3) (1)にて直面。</p> <p>は曳航評価の結果、津波防護対象設置を有する港及び区域の海浜された敷地について、敷地周辺Ssによる地盤変化について、専門の海上解釈による地盤変化について、これを認めた。</p> <p>・曳航付近の敷地について、敷地周辺Ssによる地盤変化について、専門の海上解釈による地盤変化について、これを認めた。</p> <p>・保育的に設定した洗下柵を反映した地形</p>	<p>【確認状況】</p> <p>(1) 泊地周辺に波浪の週上・流下方向に向ける影響を有する可能性のある河川、水路等は存在しない。 【別添1 H-1.2.1-3(2)]</p> <p>(3) (1)にて直面。</p> <p>は曳航評価の結果、津波防護対象設置を有する港及び区域の海浜された敷地について、敷地周辺Ssによる地盤変化について、専門の海上解釈による地盤変化について、これを認めた。</p> <p>・曳航付近の敷地について、敷地周辺Ssによる地盤変化について、専門の海上解釈による地盤変化について、これを認めた。</p> <p>・保育的に設定した洗下柵を反映した地形</p>																																													
<p>(4) 海上解釈のカタログに当たっての考察項目(参考文献)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td></tr> </tbody> </table>	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>(4) 海上解釈のカタログに当たっての考察項目(参考文献)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td></tr> </tbody> </table>	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>(4) 海上解釈のカタログに当たっての考察項目(参考文献)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> <th>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td><td> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td><td> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td><td> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td><td> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> </td></tr> </tbody> </table>	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>
基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド																																													
<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>																																													
<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>																																													
<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>																																													
<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>																																													
基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド																																													
<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>																																													
<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>																																													
<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>																																													
<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>																																													
基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド	基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド																																													
<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>	<p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p> <p>基準規制及び津波防護設計方針に係る勘查ガイド</p>																																													
<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>	<p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p> <p>3. 実地調査(1)実地調査の目的と方法</p>																																													
<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>	<p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p> <p>3. 実地調査(2)実地調査の手順</p>																																													
<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>	<p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p> <p>3. 実地調査(3)実地調査の結果とその評価</p>																																													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①地盤変動が発生する可能性が想定される場合に備える書類ガイド</p> <p>②ブレート間地盤の活動に備して周所の水位変動量が求められた場合（構造トライアブル地盤による影響を考慮する）は、周所的な地盤変動量による影響を補正する。</p> <p>③地盤変動量は、入力地盤の変動量モデルから算定されること。</p> <p>④地盤変動が発生又は仮想によって、以下の例のように考慮の考え方があることには留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 地盤変動が発生の場合、下降傾の水位変動に対して安全地盤への影響を考慮（以「下降傾の水位変動」という）する際には、対象物の高さと上昇傾の水位変動に対する影響を考慮する。また、上昇傾の水位変動に対して安全評価する際には、下降傾の水位変動と比較して、対象物の高さと上昇傾の水位変動を考慮した後で、下降傾の水位変動に対する影響を考慮する。また、下降傾の水位変動と比較しないものと既定して、対象物の高さと上昇傾の水位変動と比較する。 b) 地盤変動が既往の場合、上昇傾の水位変動に対しては設計・評価を行なう際には、注目箇所を考慮して上昇傾水位を評価する。また、「下降傾の水位変動に対する設計・評価を行なう際には、注目箇所を考慮する」。 <p>⑤地盤変動が既往の場合（構造トライアブル地盤による影響を考慮する）は、下降傾の水位変動量を考慮した後で、上昇傾の水位変動量を考慮する。また、下降傾の水位変動と比較しないものと既定して、対象物の高さと下降傾の水位変動を考慮する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉設計方針との適合状況</p> <p>適合したがる理由</p> <p>適合したがる理由</p>	<p>泊発電所3号炉設計方針との適合状況</p> <p>適合したがる理由</p> <p>適合したがる理由</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び津波設計方針に係る審査ガイド 津波津波設計方針に対する検討結果</p> <p>津波津波設計方針に対する検討結果</p> <p>【別添1-II-2(2)】</p>	<p>基準津波及び津波設計方針に対する検討結果</p> <p>津波津波設計方針に対する検討結果</p> <p>【別添1-II-2(2)】</p>	<p>泊発電所3号炉津波設計方針との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉津波設計方針との適合状況</p> <p>【別添1-II-2(2)】</p>	<p>（4）地盤により陸域の降起又は沈降が想定される場合、以下の例のように地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施することを確認する。 ①地盤固因の港又は軟弱地における潮位変動記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ②高潮要因の発生頻度及びその状況並びに軟弱地における打継ぎの方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。 ③津波ハザード評価結果を踏まえた上で、地立設象としての津波と高潮による重複頻度を検討した上で、地盤の可否、津波と高潮の重合を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。</p> <p>（4）地盤による陸域の降起又は沈降が想定される場合、以下の例のように地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施することを確認する。 ①広域的な地盤変動による地盤の降起又は沈降は、人・構造物の波浪及び底堆地盤動の震源を対象として、地盤変動解析に基づき設定する。 ②フレート開拓設営の活動による場合は、局所的な地盤変動による影響が指摘されている場合（例：トライボル沿岸部に見られる新世段丘の地盤変動等）は、局所的な地盤変動による影響を検討する。 ③地盤変動量は、人・構造物の波浪モデル及び基準地盤動の震源。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐震設計方針に対する留意ガイダンス</p> <p>女川原子力発電所2号炉 耐震設計方針との適合状況</p> <p>たゞ、海水の取水を目的とした可動型の重大事故等対応設備としては、容量海水ポンプがあり、これは設計基準等を超過する海水ポンプと同じ非常用海水設備であり高圧ポンプ設備の仕様、海水ポンプ、海水管、海水管等は、設置される。この仕様は、海水ポンプが海水供給入に対する重大な障害等に対応する海水供給、海水ポンプの仕様に含まれる。これにより、津波による海水供給、海水ポンプの仕様に対する重大な障害等に対応する海水供給も、上記の設計基準等に従うためには必要な機能の確保の妨害も、同様の方法によく実現する。</p> <p>【別添1 H-3.(c)】</p> <p>4.2 潟地への浸水防止（外郭防護）</p> <p>4.2.1 潟上波の地盤からの到達、流入の防止</p> <p>【留意基準における海水堤防等】</p> <p>重要な安全機能を有する海水堤防等を内包する建築及び重要な安全機能を有する海水堤防等は、島礁津波による海水堤防が到達しない十分である場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設置等を設置すること。</p> <p>【留意内容】</p> <p>(1) 潟地への海水の可能性のある経路（潮上経路）の特定</p> <p>(3.2.1)における海水堤防上の潮流、海水潮の分布等を踏まえ、以下を確認する。</p> <p>4.3 潟地への浸水防止（外郭防護）</p> <p>4.3.1 潟上波の地盤からの到達、流入の防止</p> <p>【留意基準における海水堤防等】</p> <p>重要な安全機能を有する海水堤防等を内包する建築及び重要な安全機能を有する海水堤防等は、島礁津波による海水堤防が到達しない十分である場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設置等を設置すること。</p> <p>【留意状況】</p> <p>(1) 潟地への海水の可能性のある経路（潮上経路）の特定</p> <p>(3.2.1)における海水堤防上の潮流、海水潮の分布等を踏まえ、以下を確認した。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>海水堤防及び耐震設計方針に対する留意ガイダンス</p> <p>海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。</p> <p>海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。(以下海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。) ①海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。(以下海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。) ②海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。(以下海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。) ③海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。(以下海水堤防に対することによる海水堤防が想定されることがあります。)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>海水堤防及び耐震設計方針との適合状況</p> <p>⑥1993年北海道南西部地震及び2011年東北地方太平洋沖地震による全効率変動は小さい値を示すことがから、既に地震が発生したとしても全効率変動が地盤に対する安全性評価に影響を及ぼす影響は小さいが、以下のとおり、安全地盤に入力地盤を設定する際の影響要因として考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上昇潮の水位変動に対して設計、評価を行う際には、余効変動による降起量は考慮しない。 ・下降潮の水位変動に対して設計、評価を行う際には、余効変動による降起量として、北海道南西部地震によるニセコ付近の降起量（10cm）と東北地方太平洋沖地震による泊発電所周辺の降起量（2cm）を合計した降起量（12cm）を考慮する。 	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

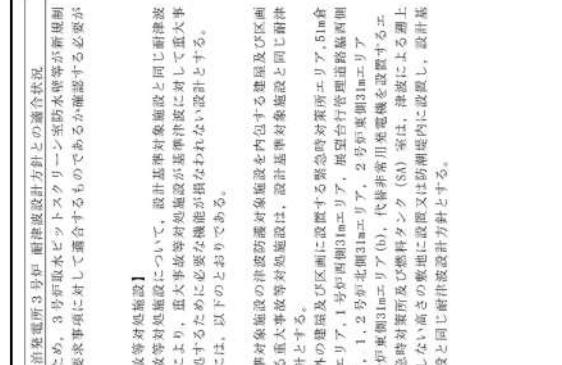
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐震設計方針に係る施設ガイド</p> <p>(3) 泊防護施設における淡水防護装置の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、肯定した海上上部に設置して設置する設備があること。</p> <p>② 止水対策を実施するための部位が列記されていること。 以下、用語。</p> <p>a) 電気及び電線管渠部、並びに電気ボックス等における 電線管内泄れ</p> <p>b) 鋼体開口部（開口部・排水口等）</p> <p>【重大事故対応施設に関する備考】 ・基準後の海上解説会より、発電所側及び施設関係の海上の状況、段水能の分布等を踏まえ、以下を確認した。</p> <p>① 重大事故等に対する施設の津波防護対応設備のうち、 [0.1+13.8m]の海面に設置される施設（区画）（分類I の施設・区画）に係る等する設備に対する施設は、設計 基準対象津波警報装置対象設備に対する施設と該当する 内容となる。また、[0.1+13.8m]の海面よりも高所に設 置される施設（区画）（分類IIの施設・区画）に係る等 する設備は、分類IIの施設・区画が分類Iの施設・区画 よりも高所に設置されるものである限り、これに対する 施設は、分類Iの施設・区画に施設等する設備に対する 施設に包含される。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準津波及び耐震設計方針に係る施設ガイド</p> <p>【重大事故対応施設に関する備考】 4.3.3.2. 海水対応施設の設計方針 ② 海水対応施設における津波時の海水対応設備の 場合は、海水対応施設を設置すること。</p> <p>(1) 津波が海水を越えてくる部分へかかるところを設け ること。海水対応施設は、津波が現出する日付にて計 算される津波の高さに応じて海水を遮断する。海水対 応施設は、以降に述べる海水対応施設、海水対応 施設は常に海水にについて海水を遮断する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準津波及び耐震設計方針に係る施設ガイド</p> <p>【重大事故対応施設に関する備考】 ① 及び②のはが、設計基準対象施設の津波防護対象設備を 内包する施設及び区画については、浸水防護を実施すること により、津波による影響等から隔離可能な設計としている。 ④ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施 設への影響を防止できる設計とする。 ⑤ 津波監視設備については、入力津波に対して、津波監視機能 が保持できる設計としている。</p> <p>【重大事故対応施設に関する備考】 ・敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①～⑤のと おりとする。 ① 重大事故対応施設の津波防護対象設備（海水と接した状態 で構成する非常用取水設備を除く。下記③において同じ。） を内包する施設及び区画の設置された敷地において、基準津 波による施設上部から到達又は流入させない設計とす る。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計 とする。</p> <p>② 取水、放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考 慮の上、海水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処 するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>③ 上記の2方針のほか、重大事故等対応施設の津波防護機能設</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>高水位潮汐及び耐震性設計方針に係る審査ガイド の取扱説明書及び外部に露出した取水ピット等(以下を 含む)①海城への排水管等</p>  <p>女川原子力発電所2号炉の取扱説明書と、島根原子力発電所2号炉の取扱説明書との適合状況</p> <table border="1"> <tr> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> <tr> <td>2号炉 海水坑</td> <td>2号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> </table>	適合	適合	適合	適合	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	<p>高水位潮汐及び耐震性設計方針に係る審査ガイド の取扱説明書及び外部に露出した取水ピット等(以下を 含む)①海城への排水管等</p>  <p>島根原子力発電所2号炉の取扱説明書と、女川原子力発電所2号炉の取扱説明書との適合状況</p> <table border="1"> <tr> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> <tr> <td>2号炉 海水坑</td> <td>2号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> </table>	適合	適合	適合	適合	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	<p>高水位潮汐及び耐震性設計方針に係る審査ガイド の取扱説明書及び外部に露出した取水ピット等(以下を 含む)①海城への排水管等</p>  <p>泊発電所3号炉の取扱説明書と、島根原子力発電所2号炉の取扱説明書との適合状況</p> <table border="1"> <tr> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> <tr> <td>2号炉 海水坑</td> <td>2号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> <td>3号炉 海水坑</td> </tr> <tr> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> <td>排水管等</td> </tr> </table>	適合	適合	適合	適合	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑	排水管等	排水管等	排水管等	排水管等	<p>相違理由</p>
適合	適合	適合	適合																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																
2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																
適合	適合	適合	適合																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																
2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																
適合	適合	適合	適合																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																
2号炉 海水坑	2号炉 海水坑	3号炉 海水坑	3号炉 海水坑																																																
排水管等	排水管等	排水管等	排水管等																																																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド		女川原子力発電所2号炉
流入箇所	流入箇所	流入箇所

(2) 特定した流入路における津波防護施設の配置・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等)及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状、
④各部材の構造形式、形状。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

防護壁の構造形式/構成 構成部材/部材の構造形式	基準津波及び耐震設計方針に係る 審査ガイドの構造形式	適合した他の構造形式
防護壁の構造形式/構成 構成部材/部材の構造形式	適合した他の構造形式	適合した他の構造形式

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

(4) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(5) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

【別添】 B.2.2(2)

(2) 特定した流入路における津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。
【防護壁】
・ 2号及び3号引海水ポンプ室スクリーンエリザ、放水栓、3号引海水交換器建取や貯水槽前面に設けた。

(3) 特定した流入路における津波防護施設の記載・仕様を以下に示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤等) 及び箇所
②施設ごとの構造形式、形状、
③各部材の構造形式、形状。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本件津波及び耐震性設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉の適合状況</p> <p>津波の浸入防止を目的として設置する構造物である。 防護堤は、鋼管柱とフレンクによる基礎構造上は、 海水立坑の天端に設置する。 上部構造は、左には吹き寄せられる遮水板で構 成され、海水は設置箇所にてコンクリート塊と 構築を用いる。</p> <p>〔取扱水流流路幅小工〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号取水路及び放水路に津波浸入防止を目的として 設置するもので、コンクリート構造物である。 <p>(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の點に關 して、以下を確認する。 ①要事項に適合する。うち、特定した流入経路に浸水防止設 備を設置する方針であること。 ②浸水防止設備の設置箇所が外記されていること。 下、別紙。</p> <p>i)食管貫通部 ii)電線及び配風管貫通部、並びに電気システム等における 電線室内走行 iii)空調ダクト貫通部 iv)軸体開口部(屋、井戸口等)</p> <p>(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の點に關 して、以下を確認する。 ①要事項に適合する。うち、特定した流入経路に浸水防止設 備を設置する方針であること。 ②浸水防止設備の設置箇所が外記されていること。 下、別紙。</p> <p>i)食管貫通部 ii)電線及び配風管貫通部、並びに電気システム等における 電線室内走行 iii)空調ダクト貫通部 iv)軸体開口部(屋、井戸口等)</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p>	<p>相違理由</p>
<p>本件津波及び耐震性設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉の適合状況</p> <p>津波の浸入防止を目的として設置する構造物である。 防護堤は、鋼管柱とフレンクによる基礎構造上は、 海水立坑の天端に設置する。 上部構造は、左には吹き寄せられる遮水板で構 成され、海水は設置箇所にてコンクリート塊と 構築を用いる。</p> <p>〔取扱水流流路幅小工〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号取水路及び放水路に津波浸入防止を目的として 設置するもので、コンクリート構造物である。 <p>(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の點に關 して、以下を確認する。 ①要事項に適合する。うち、特定した流入経路に浸水防止設 備を設置する方針であること。 ②浸水防止設備の設置箇所が外記されていること。 下、別紙。</p> <p>i)食管貫通部 ii)電線及び配風管貫通部、並びに電気システム等における 電線室内走行 iii)空調ダクト貫通部 iv)軸体開口部(屋、井戸口等)</p> <p>(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の點に關 して、以下を確認する。 ①要事項に適合する。うち、特定した流入経路に浸水防止設 備を設置する方針であること。 ②浸水防止設備の設置箇所が外記されていること。 下、別紙。</p> <p>i)食管貫通部 ii)電線及び配風管貫通部、並びに電気システム等における 電線室内走行 iii)空調ダクト貫通部 iv)軸体開口部(屋、井戸口等)</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p> <p>適合した他の施設類</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所 2号炉 対応津波設計方針との適合状況</p> <p>・防護の基と床面の間にゴム板を挿入し、端と床面を押さえて漏水を防止する。</p> <p>・漏出する目的で設置する。</p> <p>・漏出箇所は固定することで漏水を防止する構造である。</p> <p>・設置箇所は床からの漏水時に漏水が押し上げられ、床面に密着することで漏水を防止する構造である。</p> <p>【追加付アシメント】</p> <p>「貯留部止水地盤」</p> <p>・2号炉槽本ポンプ室機ボンブホール床面及び3号炉槽本室交換器地盤床面に油板の流入防止目的として設置するものである。</p> <p>・設置箇所で溢がった床面時に漏水が押しつぶされ、床面に密着することで漏水を防止する構造である。</p> <p>【別添1 H.2.2(c)】</p> <p>【重大事件等対応施設に関する整備状況】</p> <p>・重大事件段階対応施設の評定方法 対象設備のうち、[T.P.+13.8m]の範囲に設置される電気・区画・かゝわる設備等に対する津波防護対策の評定(津波防護施設立地範囲内)</p> <p>・津波防護対策の評定結果は、[T.P.+13.8m]の範囲に設置する設備は、これらを他段等に対する津波・区画に設置する設備は、津波防護施設の評定結果と同一である。また、[T.P.+13.8m]の範囲に設置する設備は、津波防護施設と同一である。</p> <p>・津波防護対策の評定結果の申請書類に対する評定結果と同一である。</p> <p>【別添1 H.2.2(c)】</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>表記ガイド付録第2章</p> <p>～海水が入り場所が当社は未整備して考慮する必要がある。</p> <p>～海水が入り場所が当社は未整備して考慮する必要がある。</p> <p>～海水が入り場所が当社は未整備して考慮する必要がある。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>①要件事項に適合するよう、特定した廻上管路に浸水防護設備を設置する方針であること。</p> <p>②止水装置を実施する予定の部位が例示されていること。以下、例示。</p> <p>a)電線及び電線管貫通部並に電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>b)躯体開口部(窓、排水口等)</p> <p>【別添1 H.2.2(c)】</p> <p>泊発電所 3号炉 対応津波設計方針との適合状況</p> <p>・基準津波の潮流上昇新結果における、発電所敷地及び敷地周辺の潮流上の状況、浸水深の分布等を踏まえ、以下を確認した。</p> <p>重大事件等対応施設の津波防護対象設備のうち、[T.P.10.0m]の範囲に設置される施設・区画(分類①の建屋・区画)に内包される設備に対する基準津波による廻上管の地上部からの到達、流入の可燃性については、設計基準対象施設の津波防護設備又は防護施設における入り口津波断続よりも高所に設置される施設・区画(分類②の建屋・区画)に内包される設備は、分類③の建屋・区画が分類①の建屋・区画よりも高所に設置されるものであるため、これに対する確認も、分類①の建屋・区画に内包する設備に対する評価に包含される。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>基準津波及び海浪防護計画に係る審査ガイド 路・海水口・海水配水及排水防護設備の仕様について、概要</p> <p>2号が海水出入口をついては、火力発電所の海水設備の運営状況から運入する可能性があるため、海水が越境することによる海水の範囲（以下「海水越境範囲」という。）として想定する。 海水越境範囲の海水の可燃性のある液体として、2号が海水ボンプ室において、直通部が存在することから、海水止設備として逆止弁・ファンネルを設置することにより各海水想定範囲からの海水を防止することとともに、燃焼区域への海水影響を防止する。</p> <p>【別添1 II-2.3(1)】</p> <p>■重大事故等対処施設の被災箇所に対する耐震評定</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の被災箇所に対する耐震評定のうち、0.P.+13.8mの地点に設置される是原・下相田、かつ設計基準を考慮した津波防護対象設備の設置位置点（以下「津波防護対象設備」として想定する）における津波の影響度と同一である。また、0.P.+13.8mの地点における津波の影響度、がつ流計基盤に対する津波防護対象設備の設置位置（以下、「分類I-Bの津波・区画」）に影響を与える原因は、直通部が設計基準を超過する津波の供給源に対する影響度と同一である。これは、0.P.+13.8mの影響度よりも高所で設置される津波（以下、「分類IIの津波・区画」）に影響を与える津波の影響度よりは、これらを既設等する津波の影響度が、いずれも同じと同一の範囲面におけるいはこれよりはより直近に設置されている津波による津波の可能性は、該基準に対する津波の影響度を内包する可能性は、該基準に対する津波の影響度を内包する可能性はない。</p> <p>【別添1 II-3(1)】</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 審査ガイドの変更申請</td><td>基準津波及び海浪防護計画 海水ガドリの変更申請</td><td>適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。</td><td>適合した他の規制申請</td></tr> </table>	開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 審査ガイドの変更申請	基準津波及び海浪防護計画 海水ガドリの変更申請	適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。	適合した他の規制申請	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 海水ガドリの変更申請</td><td>基準津波及び海浪防護計画 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。</td><td>適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。</td></tr> </table>	開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 海水ガドリの変更申請	基準津波及び海浪防護計画 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。	適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。	
開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 審査ガイドの変更申請	基準津波及び海浪防護計画 海水ガドリの変更申請	適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。	適合した他の規制申請							
開設件名/申請日/第記 海水口・海水配水系統 海水ガドリの変更申請	基準津波及び海浪防護計画 海水を立ち上げることとした。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。操作手 令新規海水ポンプの設置による海水立上昇による影響を 海水立上昇による海水立上昇による影響を考慮した。	適合した他の規制申請 海水を立ち上げることとした。								

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所 3 号炉 D B 基準適合性 比較表

第 5 条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>4.3.3 泊水設備及び耐震設備計画に係る審査ガイド</p> <p>【規制事項における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【審査結果】</p> <p>(1) 泊水想定範囲である海水ポンプ室への漏水は、津波絶縁時間において「海水ポンプ室への漏水」であり、重要な安全機能を有する設備である原子炉冷却系ポンプ及び高圧がんばりパイプ機械合流海水ポンプから、海水設備の底面に作られた排水された。海水設備は海水ポンプ室からの海水が漏洩した場合、海水設備は不要である。海水設備は不要である。【別添 1 H-3.3(3)】</p> <p>4.3.3 泊水設備の概要</p> <p>【規制事項への対応状況】</p> <p>・泊水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p>	<p>4.3.3 泊水設備の概要</p> <p>【規制事項への対応状況】</p> <p>・泊水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p>	<p>4.3.3 泊水設備の概要</p> <p>【規制事項への対応状況】</p> <p>・泊水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p>	<p>【重大事故対応施設に関する施設状況】</p> <p>・泊水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>基準津波及び泊発電設計方針に係る審査ガイド 4.4.1 浸水防護重点部位の設定 【規制基準における方針検討手順】 重要な安全機能を有する設備等を内包する壁面及び床面については、浸水防護重点部位として明記化する。</p> <p>【確認項目】 (1)重要な安全機能を有する設備等(自衛Sクラスの機器・電気系統のうち、基本設計設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置されていることは、区间が津波防護重点として設せられておりることを確認する。</p> <p>(2)基本設計設備において全ての設備等の位置が明示されているわけがないため、工事計画認可の改修等においては認証申請に付随する延長がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する壁面及び床面で津波浸食が危険箇所を工場設備で定めることが方針として明記されていることを確認する。</p> <p>【検討結果】 (1)設計者対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する。このうち、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)は、炉子炉建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。 (2)津波防護施設において並記が確実してないか、設備等に対しては、工事計画認可の改修等で津波防護重点を範囲を設定するに付随した。 【別添1】H-2.4.(1) 【別添1】H-2.4.(2) 【別添1】H-2.4.(3) 【別添1】H-2.4.(4)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 基本設計及び泊発電設計方針に係る審査 4.4.1 浸水防護重点部位の設定 【規制基準における方針検討手順】 重要な安全機能を有する設備等を内包する壁面及び床面については、浸水防護重点として明記化する。</p> <p>【確認項目】 審査ガイドによる確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査ガイドによる確認事項</th> <th>審査ガイドによる結果</th> <th>審査ガイドによる結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波浸食に対する対策</td> <td>海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。</td> <td>海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	審査ガイドによる確認事項	審査ガイドによる結果	審査ガイドによる結果	津波浸食に対する対策	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	<p>島根原子力発電所2号炉 基本設計及び泊発電設計方針に係る審査 4.4.1 浸水防護重点部位の設定 【規制基準における方針検討手順】 重要な安全機能を有する設備等を内包する壁面及び床面については、浸水防護重点として明記化する。</p> <p>【確認項目】 審査ガイドによる確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査ガイドによる確認事項</th> <th>審査ガイドによる結果</th> <th>審査ガイドによる結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波浸食に対する対策</td> <td>海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。</td> <td>海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	審査ガイドによる確認事項	審査ガイドによる結果	審査ガイドによる結果	津波浸食に対する対策	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	<p>泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針に係る審査ガイド 4.4.1 浸水防護重点部位の設定 【規制基準における方針検討手順】 重要な安全機能を有する設備等を内包する壁面及び床面については、浸水防護重点として明記化する。</p> <p>【確認項目】 泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況</th> <th>泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波浸食に対する対策</td> <td>津波浸食に対する対策設備を内包する建屋・区画(分類②の建屋・区画)に設置される設備は、これらを内包する建屋・区画が、いずれも上記と同一の敷地面積における津波浸食の津波防護対象設備と同様の方法により達成可能であり、同方法により実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況	泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況	津波浸食に対する対策	津波浸食に対する対策設備を内包する建屋・区画(分類②の建屋・区画)に設置される設備は、これらを内包する建屋・区画が、いずれも上記と同一の敷地面積における津波浸食の津波防護対象設備と同様の方法により達成可能であり、同方法により実施する。	<p>相違理由</p>
審査ガイドによる確認事項	審査ガイドによる結果	審査ガイドによる結果																		
津波浸食に対する対策	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。																		
審査ガイドによる確認事項	審査ガイドによる結果	審査ガイドによる結果																		
津波浸食に対する対策	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。	海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)を内包する壁面及び床面としして設置していることは、障害物を除く、タービン建屋、前部建屋、海水ポンプ室側機器室側設備室(津波防護施設成、浸水防護設備及び非常用計画停電設備を除く)、トレーンチ、伴走廊道及び非常用津波防護ダクトであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。																		
泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況	泊発電所3号炉 基本設計及び泊発電設計方針と之の適合状況																			
津波浸食に対する対策	津波浸食に対する対策設備を内包する建屋・区画(分類②の建屋・区画)に設置される設備は、これらを内包する建屋・区画が、いずれも上記と同一の敷地面積における津波浸食の津波防護対象設備と同様の方法により達成可能であり、同方法により実施する。																			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>
<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>島根原子力発電所2号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 動地基盤計画との適合状況</p> <p>相違理由</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>①地盤・津波による想定内の想定水位等の機器・配管の状態 により運転台への津波及び系統設備保守用の海水、下位グラス想定における想定のボンブの停止による地下 水の流入等の事象が北忘されていること。</p> <p>(i) 周囲内の浸水 ②地盤に起因するタービン建屋内の海水器・配管の停止による地下水 及び低圧側クランプの停止による地下 水の流入等の機器により海水が溢れることも に、施設が低圧水系配管等に海水が溢れることも 含してタービン建屋内に入ることと全く切迫する。 問エリ亞が低圧水系配管の供給手 の全目標状況を北忘する。低圧水系配管が停止 するまでの間に生じる海水が、同エリ亞に記載するほどし て海水位を監出する。海水位を監出するため海水の停止 海水排出人口までの影響所を隔離するため海水の停止 海水化範囲への影響はない。</p> <p>1. 補機冷却トレーンチ及びタービン建屋、タービン建屋冷却水系 海水交換器・ボンブ室内のタービン建屋冷却水系装置を設置 するエリ亞における海水 地盤に起因するタービン建屋及びトレーンチ内のタービン建屋 冷却水系配管の機器により、海水がタービン建屋冷却水系 配管の供給所を介してタービン建屋及びトレーンチには流入し 海水防護施設化範囲に溢水することを想定するが、同エリ亞に おける海水については、タービン建屋冷却水系配管の合田岡 水機器を北忘し、漏えいを差知後、タービン建屋冷却水機器がボン ブ停止の際、ボンブ停止海水企団によって排水所への排水時刻 はタービン建屋冷却水ボンブの隔壁を差知するため海水の浸 水はなく、海水が海水化範囲への影響はない。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>【審査計画書開示欄】 ■技術規則及実用規則が採用される 審査ガイド(ISO規格参照)</p> <p>【技術規則】 ISO規則規範 海水の想定の範囲及び海水を含むとした に、本規則を適用し、技術規範、海水の想定 海水の想定を北忘するかに、海水の想定を 直接すること。</p> <p>■海水想定の範囲及び海水を含むとした 海水の想定を北忘するかに、海水の想定を 直接すること。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況】 排水設備設置の検討について、「重要な安全機能を有する施設への 影響評価」における「浸水想定範囲における海水量評価」に 基づき、長期間の浸水の想定に対する万が一とする。 具体的には、以下のとおりである</p> <p>(1) 浸水想定範囲における「重要な安全機能を有する施設への 影響評価」の海水量評価に基づき、長期間の浸水が想定される場合は、排水 設備設置の検討について、「重要な安全機能を有する施設への 影響評価」における「浸水想定範囲における海水量評価」に 基づき、长期間の浸水が想定される場合は、排水 設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後 段階で(設計及び工事の計画の認可)においては、浸水想定 範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様に ついて確認する。</p> <p>【重大事故対応施設に関する確認状況】 ・設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区域と 同様であり、排水設備は不要である。</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所 3 号炉 D B 基準適合性 比較表

第 5 条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所 2 号炉

規制構造及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	女川原子力発電所 2 号炉 耐震設計方針との適合性評価
(3) 脱離水系機器・配管等による津波侵入水柱について、内部浸水による機器・配管等の損傷が考慮されていること。	①機器・配管等の損傷による津波侵入水柱について、内部浸水における機器・配管等の損傷が考慮されていること。
②地下水流入断続点においては、例えば、ドレン管が停止した状況下では、津波が止まることを考慮して算定すること。	③ 地下水流入断続点においては、例えば、ドレン管が停止した状況下では、津波が止まることを考慮して算定すること。
④地下水流入断続点においては、例えば、ドレン管が停止した状況下では、津波が止まることを考慮して算定すること。	④ 地下水流入断続点においては、例えば、ドレン管が停止した状況下では、津波が止まることを考慮して算定すること。

島根原子力発電所 2 号炉

適合性評価用設計方針に係る審査ガイド	適合性評価用設計方針に係る審査ガイド	適合性評価用設計方針に係る審査ガイド
<p>【津波ガイド】 脱離水系における津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5. 脱離水系の津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5.1 地下水流入断続点における機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>津波侵入水柱については、その構造において、床面以上との間隔を確保する形で床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上との間隔を確保する形で床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上との間隔を確保する。</p> <p>この2点が目的である。人間営みにより津波侵入水柱に付ける機器・配管等の損傷が生じないようにする。</p> <p>① 審査対象となる機器・配管等は、床面以上に設けられるものとし、床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上に設けられる機器・配管等は、床面より離れて設置する。</p>	<p>【津波ガイド】 脱離水系における津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5. 脱離水系の津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5.1 地下水流入断続点における機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>津波侵入水柱については、その構造において、床面以上との間隔を確保する形で床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上との間隔を確保する。</p> <p>この2点が目的である。人間営みにより津波侵入水柱に付ける機器・配管等の損傷が生じないようにする。</p> <p>① 審査対象となる機器・配管等は、床面以上に設けられるものとし、床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上に設けられる機器・配管等は、床面より離れて設置する。</p>	<p>【津波ガイド】 脱離水系における津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5. 脱離水系の津波侵入水柱による機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>5.1 地下水流入断続点における機器・配管等の損傷に対する対応方針</p> <p>津波侵入水柱については、その構造において、床面以上との間隔を確保する形で床面より離れて設置する。そのため、津波侵入水柱の床面以上との間隔を確保する。</p> <p>この2点が目的である。人間営みにより津波侵入水柱に付ける機器・配管等の損傷が生じないようにする。</p> <p>① 審査対象となる機器・配管等は、床面以上に設けられるものとし、床面より離れて設置する。</p>

泊発電所 3 号炉

相違理由
<p>(1) 現度盤において位置が確定していない設備等に対しては、工事計画認可の設備で浸水防護重点化範囲を再設定する方針であることを明記した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>⑥座談・設備工事による施設面等についても留意し、必 要に応じて考慮すること。</p> <p>【重大事故等対策設計に関する審査ガイド】</p> <p>(1) 「地盤による海水の影響」について、地盤による漏水事象を 具体化すると次の各事象が挙げられる。</p> <p>① 地盤内の漏水 a. タービン建屋内の海水膨脹装置等の構造部には、必ずしも津波による海水を想定する種類の下注において、漏水が漏 出する構造等の漏水を防ぎねばならない。</p> <p>【参考】図2.4.2(1)</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤内の漏水 a. タービン建屋内の海水膨脹装置等の構造部には、必ずしも津波による海水を想定する種類の下注において、漏水が漏 出する構造等の漏水を防ぎねばならない。</p> <p>【参考】図2.4.2(2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤内の漏水 a. タービン建屋内の海水膨脹装置等の構造部には、必ずしも津波による海水を想定する種類の下注において、漏水が漏 出する構造等の漏水を防ぎねばならない。</p> <p>【参考】図2.4.2(3)</p>	
<p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>④ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>① 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>① 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>① 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	
<p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>⑤ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>⑥ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>⑦ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>① 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>① 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>② 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>基準及び設計方針における審査ガイド</p> <p>③ 地盤による漏水に対する対策</p> <p>【実施状況】</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補帯津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	女川原力発電所2号炉 耐津波設計方針との適合性評定
b. 評水ポンプ室機器ボンブエリア内における船水	み、保団水系配管装置機手の施設監所を介して、海水ポンプ室

タービン・ポンプ室機器ボンブエリア内における船水
により、津波が機器ボンブエリアのタービン・ポンプ室に流入する。

c. 蓄水タンク等による屋外における地下水の上昇
堤崩れに因する地下水に対する地盤の影響が大きくなる場合に、保団水系ボンブエリアに設置する
海水ポンプ室に設けられた海水ポンプ室は機械室及び配管室が構成され、海水ポンプ室は海水ポンプ室
が構成され、海水ポンプ室と海水ポンプ室との間に海水ポンプ室が設置される逆流防止設備
が設けられ、海水ポンプ室と海水ポンプ室との間に海水ポンプ室が設置され、海水ポンプ室が設置され
れば、海水がなくなった海水ポンプ室と海水ポンプ室から海水が流れ出する。

d. 陸高地下部における地下水底の上昇
堤崩れに因する地下水底の上昇
以上の各事象について海水防護壁点検用への影響を評価
した。結果を重大事象並びに施設の機能劣化対象設備を内包
する壁面・区面の分類ごとに以下に示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要旨	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	適合性の確認項目	適合性の確認項目
防潮堤又は堤防の設置により、海水が直接海岸に接する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。	海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。	防潮堤又は堤防の設置により、海水が直接海岸に接する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。	防潮堤又は堤防の設置により、海水が直接海岸に接する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。 海水が海岸に流入する場合、海水が海岸に流入する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉
ダクトと接続されている電気建屋、出入管建屋及び機械室ポンプ室に海水が流入し、これら建屋と隣接する浸水防護室化施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、原子炉補機室）海水ポンプ室ボンブエリア）が受けける影響を評価する。浸水防護室重点部位に対する対策については、特定した構造に対して、水密扉を設置し、貫通排水処置を実施する。 海水ポンプ室ボンブエリアに流入した海水により、浸水防護室重点部位（原子炉建屋）が受けける影響を評価する。浸水防護室重点部位に対する対策については、特定した構造に対して、水密扉を設置する。	ダクトと接続されている電気建屋、出入管建屋及び機械室ポンプ室に海水が流入し、これら建屋と隣接する浸水防護室化施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、原子炉補機室）海水ポンプ室ボンブエリア）が受けける影響を評価する。浸水防護室重点部位に対する対策については、特定した構造に対して、水密扉を設置し、貫通排水処置を実施する。	②屋外ダクトの損傷による漏水について、別途海水に対する評価を実施する。

③上記①における津波浸水量については、人力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの米襲が考慮されていること。
④上記①における海水水系配管等の損傷による浸水漏については、内部海水等の事象想定も考慮して算定する。
⑤上記①における海水水系配管等の損傷による浸水漏については、内部海水等の事象想定も考慮して算定する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>分類I-Aに内包される設備</p> <p>分類I-Bに内包される設備</p> <p>分類IIに内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備について、保水防護直立堤堰が、堤高0.0~1.5m以上の場所であつた場合は対応するものと共面であり、他の全体（H.p.=1.5m）に浸水した場合であつても、可駆動設備の実行可能水位以下であるため、浸水対策を施しない。</p> <p>分類IIに内包される設備について、保水防護直立堤堰が、堤高0.0~1.5m以上の場所であつた場合は、堤堰は対應しない。 【別添1 II.3.4(2)】</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>分類I-Aに内包される設備</p> <p>分類I-Bに内包される設備</p> <p>分類IIに内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備について、保水防護直立堤堰が、堤高0.0~1.5m以上の場所であつた場合は、堤堰は対應しない。 【別添1 II.3.4(2)】</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>分類I-Aに内包される設備</p> <p>分類I-Bに内包される設備</p> <p>分類IIに内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備</p> <p>分類IIの堤堰・区画に内包される設備について、保水防護直立堤堰が、堤高0.0~1.5m以上の場所であつた場合は、堤堰は対應しない。 【別添1 II.3.4(2)】</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
4.5 水位動態及び耐震設計方針による安全機能への影響	女川原子力発電所2号炉の耐震設計方針による重要な安全機能への適合状況	4.5 水位動態による安全機能への影響	島根原子力発電所2号炉の取水系の取水性	4.5 水位動態による安全機能への影響	泊発電所3号炉の取水系の取水性	4.5 水位動態による安全機能への影響	相違理由
4.5.1 常用海水冷却系の取水性	【規制基準における要求事項等】 ・常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を達成すること。 ・基準状況による水位の低下に対する海水ボンプが機能保持できる設計であることを認める設計であること。 ・基準状況による水位の低下に対する海水ボンプが機能保持できる設計であることを認める設計であること。	【確認状況】 (1) 耐水路の特性を考慮した海水ボンプ配管の評価水位が適切に算定されている。	【確認状況】 (1) 耐水路の特性を考慮した海水ボンプ配管の評価水位が適切に算定されている。	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響
4.5.2 常用海水冷却系の取水性	【規制基準における要求事項等】 ・常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を達成すること。 ・基準状況による水位の低下に対する海水ボンプが機能保持できる設計であることを認める設計であること。	【確認状況】 (1) 基本部構造の取水性について、海水ボンプがモデル化され、各部の形状、材質及び表面処理が適切に算定されている。	【確認状況】 (1) 基本部構造の取水性について、海水ボンプがモデル化され、各部の形状、材質及び表面処理が適切に算定されている。	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響	【確認状況】 (1) 基本部構造及び耐震設計方針による安全機能への影響

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>半蔵津波及び海抜設計方針による審査ガイド</p> <p>(2) 前述(3.4(4))のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(取水ボンブの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ビットの仕様等)について、以下を確認する。</p> <p>① 海水ボンブの設計用の取水位置が下限側評価水位を下回る等、水位低下に伴って海水ボンブが機能保証できる設計方針であること。</p> <p>② 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブは取水ビットの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になってしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になってしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブが発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p> <p>③ 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブ又は海水ボンブの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になってしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になってしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p> <p>④ 海水ボンブの設計用の取水位置が下限側評価水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブは取水ビットの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になってしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になってしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転中の排水計測結果</th> <th>運転中の排水計測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記</td> <td>運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記</td> </tr> </tbody> </table> <p>泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転排水計測結果</th> <th>運転排水計測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記</td> <td>運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記</td> </tr> </tbody> </table>	運転中の排水計測結果	運転中の排水計測結果	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	運転排水計測結果	運転排水計測結果	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	
運転中の排水計測結果	運転中の排水計測結果									
運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記									
運転排水計測結果	運転排水計測結果									
運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記	運転排水流量(リットル/秒) 参考ガイド(リットル/秒)排水流量 ては運転排水流量(リットル/秒)をさげるよりは多くなる。 上記									
		<p>① 前述(3.4(4))のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(取水ボンブの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ビットの仕様等)について、以下を確認する。</p> <p>② 引き波時の水位が実際の取水位置が下限側評価水位を下回る等、水位低下に対する耐性(取水ボンブの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ビットの仕様等)について、以下を確認する。</p> <p>③ 海水ボンブの設計用の取水位置が下限側評価水位を下回る等、水位低下に対する耐性(取水ボンブが機能保証できる設計方針であること)。</p> <p>④ 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブ又は海水ボンブの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になってしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になってしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p> <p>⑤ 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブ又は海水ボンブの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になてしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になてしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p> <p>⑥ 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間においても、海水ボンブ又は海水ボンブの構造は可能な範囲を十分確保するため、取留水槽等は海水ボンブが倒壊する大作業室等や、海水ボンブ底面低下警報をもとに海水ボンブが倒壊する手順になてしまい、手動操作にて所定員が手動で停止する手順になてしまい、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、自動でポンプが停止せず、海水ボンブを下回り引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトライブインダーロック動作にているが、留置波浪(0.1P、0.6~3m)期間間にポンプが停止までの時間、留置水ボンブ2台が定期点検や取水水槽等を防止できる措置が施されることである。</p>								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

相違理由	泊発電所 3 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	女川原子力発電所 2 号炉
			<p>基準津波及び耐津波度設計方針に係る審査ガイド</p> <p>却水ボンブは、設計上僅かに海水を貯留する海水ポンプ系の 防護の都合上示したとおりである。</p> <p>b. 大容量海水ポンプ（タイプ I）及び大容量海水ポンプ（タイプ II）</p> <p>イフ I は、1 台あたり 2 制の水槽用ポンプを有しております。 海水ポンプは海水ロアの海水漏れ時に海水に対することに上り 海水を貯水する設計としている。及び大容量海水ポンプ（タイプ II）は、雨水・海水が想定される場合において海水供給 19 時間以降 に使用する設備であるところから、基準津波により海水位が低下 している場合における運転はしておらず、基準津波による 海水位の低下に対する貯水への影響はなし。 【別添 I III. 3. (c)】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉

規則構成及び技術基準を踏まえた方針に係る審査ガイド 確認	4.5.2 両側の二方向に津波による非常用海水冷却系の機器保護 設備	4.5.2 両側の二方向に津波による非常用海水冷却系の機器保護 設備
【規制基準における要求事項等】		
基準構成としている取水口付近の移動・堆積が適切に削除される。その上で、津波用海水冷却系・排水・津波用海水冷却系による水位変動・堆積が適切であると見込める。また、津波用海水冷却系においては、常にデータ分析を満足すること。 ・基幹津波による水位変動による堆積抑制・堆積・陸上堆積地による土砂堆積・堆積が適切であること。 ・基幹津波による水位変動における堆積抑制に対する対応として取水口及び津波水の運水手段が確実であることを確認する。		

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【審査記録】</p> <p>(1)津波用海水便における取水口付近の移動・堆積については、 基幹構成としている取水口付近の移動・堆積が適切に削除されることは、取水口下端に於ける取水口付近の堆積が適切に削除しないことを確認する。取水口下端に於ける場合は、取水口及び取水橋による堆積を削除する。安全側を安全側へ向けて、津波用海水冷却系を合理的な範囲で始めてバーターメータリ化することによって、取水口付近の堆積を削除する。また、取水橋における堆積抑制手段へ、堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられ。これにより、堆積抑制手段及び堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられる。</p> <p>【審査内容】</p> <p>(1)津波用海水便における取水口付近の堆積については、 基幹構成としている取水口付近の堆積が適切に削除されることは、取水口下端に於ける取水口付近の堆積が適切に削除しないことを確認する。取水口下端に於ける場合は、取水口及び取水橋による堆積を削除する。安全側を安全側へ向けて、津波用海水冷却系を合理的な範囲で始めてバーターメータリ化することによって、取水口付近の堆積を削除する。また、取水橋における堆積抑制手段へ、堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられる。</p> <p>【審査結果】</p> <p>(1)津波用海水便における取水口付近の堆積については、 基幹構成としている取水口付近の堆積が適切に削除しないことを確認する。取水口下端に於ける場合は、取水口及び取水橋による堆積を削除する。安全側を安全側へ向けて、津波用海水冷却系を合理的な範囲で始めてバーターメータリ化することによって、取水口付近の堆積を削除する。また、取水橋における堆積抑制手段へ、堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられる。</p>	<p>【審査記録】</p> <p>(1)津波用海水便における取水口付近の堆積については、 基幹構成としている取水口付近の堆積が適切に削除されることは、取水口下端に於ける取水口付近の堆積が適切に削除しないことを確認する。取水口下端に於ける場合は、取水口及び取水橋による堆積を削除する。安全側を安全側へ向けて、津波用海水冷却系を合理的な範囲で始めてバーターメータリ化することによって、取水口付近の堆積を削除する。また、取水橋における堆積抑制手段へ、堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられる。</p> <p>【審査結果】</p> <p>(1)津波用海水便における取水口付近の堆積については、 基幹構成としている取水口付近の堆積が適切に削除されることは、取水口下端に於ける取水口付近の堆積が適切に削除しないことを確認する。取水口下端に於ける場合は、取水口及び取水橋による堆積を削除する。安全側を安全側へ向けて、津波用海水冷却系を合理的な範囲で始めてバーターメータリ化することによって、取水口付近の堆積を削除する。また、取水橋における堆積抑制手段へ、堆積抑制手段に対する可能性能はないといえられる。</p>	<p>【相違理由】</p> <p>(燃料等輸送船及び工事用機材運搬作業船の評価について) 泊発電所3号炉設計方針との適合状況 エ.、これらの結果、発電所敷地内では漂流し、取水口に到達する可能性があるものとして、防波堤灯台、守衛所の壁等が挙げられるが、取水は十分な潮水面積を有していることから、取水橋等に停泊する燃料等輸送船、工事用機材運搬作業船がある。泊設設備保守点検用等の作業船は、泊設警報等を含めには、緊急退避するため、漂流することはない。また、船の故障等で航行不能となり、緊急退避不可能性がある場合においても、作業船の寸法が、取水よりも大きく取水口前面に留まるため、取水性への影響はない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉 基本津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド	島根原子力発電所2号炉 基本津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 基本津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド	相違理由
<p>必要な取水口及び海水器の海水性確保のものと評価する。</p> <p>【明添1 II.2.5(c)】</p> <p>(2) 波浪浮遊による浮遊物について、スクリーン等で除去することができたため、海水ポンプそのものの海水性保持する設備であること。以下のとおり確認した。 海水ポンプを含む多くの海水は海水管内制御室を通過するが、一部の海水はオブジェクトの海水水槽にて海水面に流入する場所である。</p> <p>半艤スリーブ外径と機体内径の差である筋合部面開に対し、これより機体の小さい方が品入した場合は海水とともに計画面を通過することを断言するが、主軸の回転によって異物が入り込むことを考慮するか、又は主軸の回転によって海水は斯ど海水が逆流される。</p> <p>【設備面開因(許容地入)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水が海水合浦海水ポンプ・テフロン軸受: 2.0mm, ゴム軸受: 1.2mm 高圧ポンプフレイジ機械冷却海水ポンプ: テフロン軸受: 0.7mm, ゴム軸受: 0.7mm <p>【葉物遮がし層】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水が海水合浦海水ポンプ・テフロン軸受: 4.5mm, ゴム 	<p>海水が海水合浦海水ポンプ・テフロン軸受: 4.5mm, ゴム</p>	<p>海水が海水合浦海水ポンプ・テフロン軸受: 4.5mm, ゴム</p>	

泊発電所 3 号炉 D B 基準適合性 比較表

第 5 条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>幅: 5.5m 高さが心配され、海水ポンプ: テフロン被覆: 2.6m、ゴム地盤: 5mm 万が一、機器面に侵入したとしても、因縁の微かなことが、 から発生する主要な回りとなり、背面をはつて、見劣れ がし層が露出されることから、輸送器具や見劣れ ンプは他の侵入に対して備えますことはなく、非常用海水冷却系の海水計 は操作できる。</p> <p>また、海水系統に侵入した極小な浮遊物は、ストレーナー を通して各熱交換器を経て水路へ排出されるが、その問 の浮遊物（各熱交換器の内部）は 25mm であり、 海水所見の移動の平均移動約 0.2m/m に対して十分に大き く、開塞の可能性はないため、海水ポンプの吸水機能は確 保できる。</p> <p>【別添 1 II-2.5(2)】</p> <p>(3) 浮遊物の取扱いへの影響</p> <p>(a) 浮遊物の出力が、 構造物に大きな可能性のある施設・設備を出すたまつ 構成においては、海水より海水よりも重い海水も含めた女川 海水及び海水上設置物の設置が、及び船舶船舶の船艤 を考慮した合意（東側）を、陸側においては基礎構造の 開港をする。</p> <p>(b) 浮遊物の開港に係る可能性のある施設・設備の影響</p> <p>(3) 基準津波に伴う取扱いの漂流物については、(3.2.1)の 海上航行世界における海水口付と全く被災面及び海上 の差を踏及び分析した上で、漂 流物の可能性を検討し、該漂流物が阻害されること、又は障害物の経路を構成するおそれがあること とを確認する。なお、海水クリーンについては、異物の混 入を防ぐ効果が明確でなく、それ自体が漂流物となる可能性 があることに留意する必要がある。</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>海水ポンプ: テフロン被覆: 幅: 5.5m 高さが心配され、海水ポンプ: テフロン被覆: 2.6m、ゴム地盤: 5mm 万が一、機器面に侵入したとしても、因縁の微かなことが、 から発生する主要な回りとなり、背面をはつて、見劣れ がし層が露出されることから、輸送器具や見劣れ ンプは他の侵入に対して備えますことはなく、非常用海水冷却系の海水計 は操作できる。</p> <p>また、海水系統に侵入した極小な浮遊物は、ストレーナー を通して各熱交換器を経て水路へ排出されるが、その問 の浮遊物（各熱交換器の内部）は 25mm であり、 海水所見の移動の平均移動約 0.2m/m に対して十分に大き く、開塞の可能性はないため、海水ポンプの吸水機能は確 保できる。</p> <p>【別添 1 II-2.5(2)】</p> <p>(3) 基準津波に伴う取扱いの漂流物については、(3.2.1)の 海上航行世界における海水口付と全く被災面及び海上 の差を踏及び分析した上で、漂 流物の可能性を検討し、該漂流物が阻害されること、又は障害物の経路を構成するおそれがあること とを確認する。なお、海水クリーンについては、異物の混 入を防ぐ効果が明確でなく、それ自体が漂流物となる可能性 があることに留意する必要がある。</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>海水ポンプ: テフロン被覆: 幅: 5.5m 高さが心配され、海水ポンプ: テフロン被覆: 2.6m、ゴム地盤: 5mm 万が一、機器面に侵入したとしても、因縁の微かなことが、 から発生する主要な回りとなり、背面をはつて、見劣れ がし層が露出されることから、輸送器具や見劣れ ンプは他の侵入に対して備えますことはなく、非常用海水冷却系の海水計 は操作できる。</p> <p>また、海水系統に侵入した極小な浮遊物は、ストレーナー を通して各熱交換器を経て水路へ排出されるが、その問 の浮遊物（各熱交換器の内部）は 25mm であり、 海水所見の移動の平均移動約 0.2m/m に対して十分に大き く、開塞の可能性はないため、海水ポンプの吸水機能は確 保できる。</p> <p>【別添 1 II-2.5(2)】</p> <p>(3) 基準津波に伴う取扱いの漂流物については、(3.2.1)の 海上航行世界における海水口付と全く被災面及び海上 の差を踏及び分析した上で、漂 流物の可能性を検討し、該漂流物が阻害されること、又は障害物の経路を構成するおそれがあること とを確認する。なお、海水クリーンについては、異物の混 入を防ぐ効果が明確でなく、それ自体が漂流物となる可能性 があることに留意する必要がある。</p>	<p>基準津波及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>海水ポンプ: テフロン被覆: 幅: 5.5m 高さが心配され、海水ポンプ: テフロン被覆: 2.6m、ゴム地盤: 5mm 万が一、機器面に侵入したとしても、因縁の微かなことが、 から発生する主要な回りとなり、背面をはつて、見劣れ がし層が露出されることから、輸送器具や見劣れ ンプは他の侵入に対して備えますことはなく、非常用海水冷却系の海水計 は操作できる。</p> <p>また、海水系統に侵入した極小な浮遊物は、ストレーナー を通して各熱交換器を経て水路へ排出されるが、その問 の浮遊物（各熱交換器の内部）は 25mm であり、 海水所見の移動の平均移動約 0.2m/m に対して十分に大き く、開塞の可能性はないため、海水ポンプの吸水機能は確 保できる。</p> <p>【別添 1 II-2.5(2)】</p> <p>(3) 基準津波に伴う取扱いの漂流物については、(3.2.1)の 海上航行世界における海水口付と全く被災面及び海上 の差を踏及び分析した上で、漂 流物の可能性を検討し、該漂流物が阻害されること、又は障害物の経路を構成するおそれがあること とを確認する。なお、海水クリーンについては、異物の混 入を防ぐ効果が明確でなく、それ自体が漂流物となる可能性 があることに留意する必要がある。</p>

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

基準津波及び耐津波設計方針に係る検査ガイド	
女川原子力発電所2号炉 耐津波設計方針との適合性評定	概要 概要と異なる可能性のある箇所・設備(耐震特性を備えた構造物・電気設備の人工操作等)、「海上津波」(船内津波)に区分して、被災を考慮する。(人工操作等)・被災した場合は津波エネルギーにより津波を抽出し、海水口及び海水ボンプの海水による津波エネルギーを減らす。併せて、昭和3年の「東北地方太平洋沖地震」において、島根原水道2号炉の海水による津波エネルギーを抽出した。

島根原子力発電所2号炉		
基準津波及び耐津波設計方針に係る検査ガイド 【検査ガイド】：島根原水道2号炉に係る 津波対応設備の評定	適合性評定の結果の概要 【検査ガイド】：島根原水道2号炉に係る 津波対応設備の評定 1.1.1. 基本概念 1.1.2. 検査項目 1.1.3. 検査結果 1.1.4. 検査方針 1.1.5. 検査結果に対する評定 1.1.6. 要点	適合性評定の結果の概要 【検査ガイド】：島根原水道2号炉に係る 津波対応設備の評定 1.1.1. 基本概念 1.1.2. 検査項目 1.1.3. 検査結果 1.1.4. 検査方針 1.1.5. 検査結果に対する評定 1.1.6. 要点

泊発電所3号炉	
基準津波及び耐津波設計方針に係る検査ガイド 【検査ガイド】：島根原水道2号炉に係る 津波対応設備の評定	適合性評定の結果の概要 【検査ガイド】：島根原水道2号炉に係る 津波対応設備の評定 1.1.1. 基本概念 1.1.2. 検査項目 1.1.3. 検査結果 1.1.4. 検査方針 1.1.5. 検査結果に対する評定 1.1.6. 要点

4.6 津波監視 【規制事項における要件事項】 敷地への津波の通り抜けることとともに、米艸状況を把握し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保する方針であることを確認する。ために、津波監視設備を設置する。	(1) 計画的・定期的に津波監視設備として、3号炉原子炉建屋壁面のT.P.43.6m、津波監視室上部の3号炉取水塔付近、東側及び西側のT.P.19.0mの位置に津波監視カメラを、T.P.-7.5mに潮位計を設置する。 津波監視カメラは中央制御室が津波監視機能を有したカメラを用い、屋外間わづ監視できる設計、潮位計は測定範囲T.P.0~7.5m~T.P.15.0mとして上界制「寄せ波」の津波高さ及び下降潮「引き波」の津波高さを計測し、いずれも中央制御室から監視できる設計とする。 「寄せ波」と「引き波」については、入力津波高さ後に記載、精緻化する。 津波監視カメラは、津波発生後、津波が発生した場合に、その影響を軽減するため、津波及び高潮物の影響を受けない3号炉原子炉建屋壁面及び防禦堤上部3号炉取水塔付近、東側及び西側に設置する。 津波監視設備は、基礎地盤運動による地盤力に対して、機能を喪失しない設計とする。
---	--

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉 防波堤設計方針に係る審査ガイド	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防波堤及び防波堤設計方針との適合状況</p> <p>津波による損傷が想定されるところから、既に取水口に開設したとしても港内部を及ぼさない、既に港内に港内海水性を影響するところではない。</p> <p>生地がワード等とともに港内海水性を組合でも、取水口前面には十分余裕があることから、取水は必要ない。しかし、港内海水性についても、差異化には問題が生じ得るところであることから、構造上は取水性に影響を及ぼさない。</p> <p>施設周辺は自然から発生する港内海水についても、港内海水性と同様に取水口を大きく開設することはないと、港内海水船（総トン数 19t級）の形状は、取水口 2m、船体の長さ約 20m、幅約 5m である。一方、取水口各部は内張高 7.8m、内張幅 1.6m の逆カーブ型構成され、港内海水の影響に対する十分に大きいことから、取水性に影響を及ぼすことはない。</p> <p>以上より、構造物による取水が影響はない。検討対象漂流物の漂流航行山止は不要である。</p> <p>除葉網の底面等観察棒を除去するために設置されている除葉網のトラベリングスクランプは、基礎地盤時の充填位置が水位以下であり、撤去しないことから、漂流物となるまい。</p> <p>固定式バースクリーンは鋼材を筋縫合した構造となつてあり、既に港内により変形するようなことがあっても個々の構柱が分離し漂流物化する可能性はないと考えられるため、漂流物はならない。</p> <p>【別添 1- II.2.3.(2)】</p>	<p>防波堤及び防波堤設計方針との適合状況</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従う 審査ガイドの適用内容</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従む 審査ガイドの適用内容</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従む 審査ガイドの適用状況</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従む 審査ガイドの適用状況</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従む 審査ガイドの適用状況</p> <p>港内海水性を考慮する方針に従む 審査ガイドの適用状況</p>	<p>防波堤及び防波堤設計方針との適合状況</p> <p>津波による損傷が想定されるところから、既に取水口に開設したとしても港内海水性を影響するところではない。</p> <p>生地がワード等とともに港内海水性を組合でも、取水口前面には十分余裕があることから、取水は必要ない。しかし、港内海水性についても、差異化には問題が生じ得るところであることから、構造上は取水性に影響を及ぼさない。</p> <p>施設周辺は自然から発生する港内海水についても、港内海水性と同様に取水口を大きく開設することはないと、港内海水船（総トン数 19t級）の形状は、取水口 2m、船体の長さ約 20m、幅約 5m である。一方、取水口各部は内張高 7.8m、内張幅 1.6m の逆カーブ型構成され、港内海水の影響に対する十分に大きいことから、取水性に影響を及ぼすことはない。</p> <p>以上より、構造物による取水が影響はない。検討対象漂流物の漂流航行山止は不要である。</p> <p>除葉網の底面等観察棒を除去するために設置されている除葉網のトラベリングスクランプは、基礎地盤時の充填位置が水位以下であり、撤去しないことから、漂流物となるまい。</p> <p>固定式バースクリーンは鋼材を筋縫合した構造となつてあり、既に港内により変形するようなことがあっても個々の構柱が分離し漂流物化する可能性はないと考えられるため、漂流物はならない。</p> <p>【別添 1- II.2.3.(2)】</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

相違理由	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表	島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉
	<p>【総論】 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ ■ 大事故 対応強度に備する施設計画</p> <p>海水の汲水を目的とした常設海水ポンプ及び緊急海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ（タイプⅠ）は、配管対象設備の非常用海水冷却系統と同く、2号炉の海水口及び海水塔から取水する。このため、貯水槽及び海水塔の海水の確保に関する評価は、設計基準と参考設備の能力に包含される。</p> <p>一方、予想津波の浪入に対する海水ポンプが機能維持できむ設計であることを示すのは、原子炉建屋内海水ポンプ、高圧が心スクリーン部海水ポンプ、大容量送水泵（タイプⅡ）の各々について、以下のとおり簡略化している。</p> <p>a. 原子炉建屋内海水ポンプ及び高圧心スクリーン部海水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅡ）及び大容量送水泵（タイプⅡ）は、設計基準に対する常時海水ポンプとしての設備であり、設計基準と設備の評価に含まれる。</p> <p>b. 大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）は、運営会社等において、作業実績後2回目以降に使用する設備であることから、大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）の貯水に混入する浮遊物質は、ごく微量であると考えられる。また、同設備</p>	<p>【総論】 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ ■ 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ ■ 大事故 対応強度に備する施設計画</p> <p>海水の汲水を目的とした常設海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ（タイプⅠ）は、配管対象設備の非常用海水冷却系統と同く、2号炉の海水口及び海水塔から取水する。このため、貯水槽及び海水塔の海水の確保に関する評価は、設計基準と参考設備の能力に包含される。</p> <p>一方、予想津波の浪入に対する海水ポンプが機能維持できむ設計であることを示すのは、原子炉建屋内海水ポンプ、高圧が心スクリーン部海水ポンプ、大容量送水泵（タイプⅡ）の各々について、以下のとおり簡略化している。</p> <p>a. 原子炉建屋内海水ポンプ及び高圧心スクリーン部海水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅡ）及び大容量送水泵（タイプⅡ）は、設計基準に対する常時海水ポンプとしての設備であり、設計基準と設備の評価に含まれる。</p> <p>b. 大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）は、運営会社等において、作業実績後2回目以降に使用する設備であることから、大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）の貯水に混入する浮遊物質は、ごく微量であると考えられる。また、同設備</p>	<p>【総論】 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ 基本津波及び衝津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>■ ■ 大事故 対応強度に備する施設計画</p> <p>海水の汲水を目的とした常設海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ、並びに冷却海水ポンプ及び緊急海水ポンプ（タイプⅠ）は、配管対象設備の非常用海水冷却系統と同く、2号炉の海水口及び海水塔から取水する。このため、貯水槽及び海水塔の海水の確保に関する評価は、設計基準と参考設備の能力に包含される。</p> <p>一方、予想津波の浪入に対する海水ポンプが機能維持できむ設計であることを示すのは、原子炉建屋内海水ポンプ、高圧が心スクリーン部海水ポンプ、大容量送水泵（タイプⅡ）の各々について、以下のとおり簡略化している。</p> <p>a. 原子炉建屋内海水ポンプ及び高圧心スクリーン部海水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅡ）及び大容量送水泵（タイプⅡ）は、設計基準に対する常時海水ポンプとしての設備であり、設計基準と設備の評価に含まれる。</p> <p>b. 大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）</p> <p>大容量送水泵ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）は、運営会社等において、作業実績後2回目以降に使用する設備であることから、大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）及び大容量送水泵（タイプⅠ）の貯水に混入する浮遊物質は、ごく微量であると考えられる。また、同設備</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.6 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【基準における審査事項等】</p> <p>津波への対応の強さとしの地盤を強化し、津波防護施設、海水防止設備、機械室を確保するためには、津波遮蔽設備を設置すること。</p> <p>(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。また、設置の場所として、おおよその位置と新規設備の方式等について記載する。</p> <p>4.6 耐波設備</p> <p>【基準における審査事項等】</p> <p>津波に対する津波遮蔽設備の機能を強化し、津波防護施設、海水防止設備、機械室を確保するためには、津波遮蔽設備を設置すること。</p> <p>【構造内訳】</p> <p>(1)津波遮蔽設備として、津波監視カメラ及び取水ピット水位計を設置する。</p> <p>4.6 耐波設備</p> <p>【基準における審査事項等】</p> <p>津波に対する津波遮蔽設備の機能を強化し、津波防護施設、海水防止設備、機械室を確保するためには、津波遮蔽設備を設置すること。</p> <p>(1)津波監視設備として、津波監視カメラ及び取水ピット水位計を設置する。</p> <p>4.6 耐波設備</p> <p>【基準における審査事項等】</p> <p>津波に対する津波遮蔽設備の機能を強化し、津波防護施設、海水防止設備、機械室を確保するためには、津波遮蔽設備を設置すること。</p> <p>(1)津波監視設備として、津波監視カメラ及び取水ピット水位計を設置する。</p> <p>【別添1 II-3.5(2)】</p>		<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね剛性内に収まるこことを基本とする。</p> <p>c. 防震対策の施工目標には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性能を確認した止水ジョイントで止水器具を導入する設計とする。このため、防震端の止水ジョイント部について、地震時の挙動を踏まえ、止水構造の成形性を確認する。</p> <p>3号炉取水ピットスクリーン・室防水壁について、以下の通り設計する方針とする。</p> <p>a. 3号炉取水ピットスクリーン・室防水壁は鋼製及びSRC造で構成される。</p> <p>b. 3号炉取水ピットスクリーン・室防水壁においては、十分な支持性能を有するMRHは構造物に設置するとともに、基礎地盤による地盤力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>津波防護機能に対する機能保険限界として、地震後、津波後の耐地盤性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性能の面も踏まえることにより、当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね剛性内に収まるこことを基本とする。</p> <p>c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。このため、3号炉取水ピットスクリーン・室防水壁の止水ジョイントについて、地震時の挙動を踏まえ、止水構造の成形性を確認する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>アに設置し、水面上昇率及び下限流入力津波高さを考慮して、既定高さ全0.0.P.-11.25m~0.P.+19.00mとする。 【別添1 H.2.6】</p> <p>【重要事項等に対する施設に関する審査状況】 ・津波防護設備の位置に対する、底止垂れ装置に対する 構造監視と同様の方針を適用する。 【別添1 H.3.6】</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護設備の設計</p> <p>【津波防護設備に対する要件事項】</p> <p>(1)津波基準における要件事項等</p> <p>津波防護設備については、その構造に応じ、津波による侵食及び浸水に対する能力及び耐久性に対応する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対応する能力を有する。また、津波に対する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対する能力を有する。</p> <p>【備註内容】</p> <p>(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、津波相手(工事計画)においては、直前の10年、津波強度及び支撑性能(地盤強度、地盤安定性)が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.2 津波防護設備の設計方針</p> <p>津波防護設備の設計方針について、直前の10年、津波強度及び支撑性能(地盤強度、地盤安定性)が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.3 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.4 津波防護設備の設計</p> <p>【津波防護設備に対する要件事項】</p> <p>(1)津波基準における要件事項等</p> <p>津波防護設備については、その構造に応じ、津波による侵食及び浸水に対する能力及び耐久性に対応する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対応する能力を有する。また、津波に対する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対する能力を有する。</p> <p>【備註内容】</p> <p>(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、津波相手(工事計画)においては、直前の10年、津波強度及び支撑性能(地盤強度、地盤安定性)が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.5 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.6 津波防護設備の設計</p> <p>【津波防護設備に対する要件事項】</p> <p>(1)津波基準における要件事項等</p> <p>津波防護設備については、その構造に応じ、津波による侵食及び浸水に対する能力及び耐久性に対応する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対応する能力を有する。また、津波に対する安全性を有する能力並びに十分な耐震性に対する能力を有する。</p> <p>【備註内容】</p> <p>(1)津波基準設計方針に対する津波防護設備小工に係る施設ガイド</p> <p>1号及び2号が放水路流路編小工について、以下のとおり設計する方針とする。</p> <p>a. 1号及び2号が放水路を通過する津波に対して、1号及び2号が放水ピットストリーン室上端開口部等から津波への津波の剥離、流入を防止するため、1号及び2号が放水路流路編小工を設置する。</p> <p>b. 1号及び2号が放水ピット流路編小工は、津波荷重や地盤荷重に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>3号が放水ピットについて、以下のとおり設計する。</p> <p>a. 3号が放水ピット流路編小工は、3号が放水路を通過する津波に対して、3号が放水ピット上端開口部から津波への津波の剥離、流入を防止するため、3号が放水ピット流路編小工を設置する。</p> <p>b. 3号が放水ピット流路編小工は、津波荷重や地盤荷重に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>1号及び2号が放水路逆流防止設備について、以下のとおり設計する方針とする。</p> <p>a. 1号及び2号が放水路を通過する津波に対して、1号及び2号が放水ピット立坑上端開口部等から津波への津波の剥離、流入を防止するため、1号及び2号が放水路逆流防止設備を設置する。</p> <p>b. 1号及び2号が放水路逆流防止設備は、津波荷重や地盤荷重に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 防波堤設計方針との適合状況</p> <p>(2)以下の項目について、設定の考え方を示す。</p> <p>a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ：常時+津波、常時+津波+地震(全震)</p> <p>①荷重組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤 防潮堤の設計においては以下とのおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重、津波物衝突荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。 ①常時荷重 + 地震荷重 ②常時荷重 + 津波荷重 ③常時荷重 + 津波荷重 + 地震荷重 ④常時荷重 + 防波堤直 + 余震荷重 <p>(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持される設計がなされることの目論しを付るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に示す。</p> <p>①荷重組合せ</p> <p>b)その他の自然現象(体積、風等)による荷重を考慮して設定すること。</p> <p>②以下の項目について、設定の考え方を示す。</p> <p>a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ：常時+津波、常時+津波+地震(全震)</p> <p>b)その他の自然現象(体積、風等)による荷重を考慮して設定すること。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準津波及び津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 防波堤設計方針との適合状況</p> <p>(2)以下の項目について、以下のとおり設計する方針とする。</p> <p>a、3号炉原水井筒水ポンプが機能保持でき、かつ、常時は必要な津波が確保できる設計とするため、3号炉取水口に貯留隊を設置する。</p> <p>b、貯留隊は、津波荷重や地震荷重に対し津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>(2)防潮堤、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁、3号炉取水ヒート交換器小工、1号及び2号炉取水路遮断装置(全震)における荷重、余震による荷重、津波物衝突荷重及び余震荷重を組み合わせた条件で評価を行う。</p> <p>・常時荷重 + 防波堤直</p> <p>・常時荷重 + 防波堤直 + 余震荷重</p> <p>・常時荷重 + 防波堤直 + 津波荷重</p> <p>・常時荷重 + 防波堤直 + 津波荷重 + 余震荷重</p> <p>また、設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)について、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて適切に組合せを考慮する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準津波及び津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 防波堤設計方針との適合状況</p> <p>(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持されることが見通しを得るために、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に示す。</p> <p>a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ：常時+津波、常時+津波+地震(全震)</p> <p>b)その他の自然現象(体積、風等)による荷重を考慮して設定すること。</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び衝撃波設計方針に係る基本ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 基準津波設計方針との整合性評価</p> <p>また、設計に当たっては、機器及び構造は本の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <p>防震の設計においては下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時荷重+余震荷重 ②常時荷重+津波荷重 ③常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <p>・常時荷重+津波荷重</p> <p>1号取水塔水流路編小工の設計においては以下の通り、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時荷重+津波荷重 ②常時荷重+余震荷重 ③常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>また、取水塔水流路編小工は水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ぼすため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>・荷重差</p> <p>防震の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重、漂流物衝突荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。</p>	<p>基準津波及び衝撃波設計方針に係る基本ガイド</p> <p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>基準津波及び衝撃波設計方針との整合性評価</p> <p>3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+地震荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>また、設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）について、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適切に組合せを考慮する。なお、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の設置位置に漂流物は想定されないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。</p> <p>1号及び2号取水塔水流路編小工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせた条件で評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+地震荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>また、1号及び2号取水塔水流路編小工は水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ぼないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。なお、1号及び2号取水塔水流路編小工の設置位置に漂流物は想定されないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。</p> <p>3号炉取水ピット水流路編小工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>①常時荷重 + 地盤荷重 ②常時荷重 + 泊波荷重 + 漂流荷重 ③常時荷重 + 泊波荷重 + 金属性荷重</p> <p>また、荷役機は本中に位置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他の自然現象による荷役との組合せは考慮しない。</p> <p>④常時荷重 + 泊波荷重 + 金属性荷重 + 漂流荷重</p> <p>したがって荷役とされる構造物を考慮し、漂流水の衝突力を漂流荷重として設定する。</p> <p>⑤余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として静特性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷役を余震荷重として設定する。</p> <p>・防護壁 防護壁の設計において考慮する荷重は以下のように設定</p> <p>②荷重の設定</p> <p>a)津波による荷役（底圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する項目は、例えば、固定を暫定設計等）及びそれらの適用等。</p> <p>b)余震による荷役として、サイト特性（余震の強度、ハザード）が考慮され、今測定値度、荷重レベルが決定される。</p> <p>c)地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防護地盤地盤に対する側方推動力等の特性を考慮すること。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉設計方針との適合状況</p> <p>①常時荷重 + 地盤荷重 ②常時荷重 + 泊波荷重 + 金属性荷重</p> <p>また、荷役機は本中に位置することから、その他自然現象による荷役との組合せは考慮しない。</p> <p>③常時荷重 + 泊波荷重 + 金属性荷重 + 漂流荷重</p> <p>したがって荷役とされる構造物を考慮し、漂流水の衝突力を漂流荷重として設定する。</p> <p>④常時荷重 + 泊波荷重 + 金属性荷重 + 漂流荷重</p> <p>したがって荷役とされる構造物を考慮し、漂流水の衝突力を漂流荷重として設定する。</p> <p>⑤余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として静特性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷役を余震荷重として設定する。</p> <p>・防護壁 防護壁の設計において考慮する荷重は以下のように設定</p>	<p>泊発電所3号炉設計方針との適合状況</p> <p>組み合わせて設計を行う。</p> <p>・常時荷重 + 泊波荷重 ・常時荷重 + 泊波荷重 + 地盤荷重</p> <p>また、設計に当たっては、地盤及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。なお、3号炉放水ビット路網小工の設置位置に漂流水は想定されないことがから、漂流水衝突荷重は考慮しない。</p> <p>1号及び2号炉放水路逆流防止設備の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地盤荷重、漂波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせた条件で評価を行いう。</p> <p>・常時荷重 + 泊波荷重 ・常時荷重 + 泊波荷重 + 地盤荷重</p> <p>また、1号及び2号炉放水路逆流防止設備は水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他の自然現象による荷役との組合せは考慮しない。なお、1号及び2号炉放水路逆流防止設備の設置位置に漂流水は想定されないことがから、漂流水衝突荷重は考慮しない。</p> <p>貯留槽の設計においては以下のとおり、常時荷重、地盤荷重、漂波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。</p> <p>・常時荷重 + 泊波荷重 ・常時荷重 + 泊波荷重 + 漂流荷重</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原力発電所2号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>①常時荷重：自重等を考慮する。 ②地盤荷重：基礎地盤動 Ss を考慮する。 ③津波荷重：入力津波による防潮壁位置での最高水位を、防潮壁に作用する静水圧換算として考慮する。 ④余震荷重：余震による地盤動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地盤動 Sd を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p> <p>・取扱い 荷重欄においては以下の荷重を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時荷重：自重等を考慮する。 ②地盤荷重：基礎地盤動 Ss を考慮する。 ③津波荷重：沿岸小工位置における津波の作用水压を考慮荷重として設定する。 ④余震荷重：余震による地盤動について検討し、余震荷重として弹性設計用地盤動 Sd を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。 <p>・附留欄 荷重欄の設計においては以下の荷重を考慮する。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>①常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重 の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。</p> <p>②防潮堤の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：津波による水位上昇や、津波の繰り返し来襲を想定し、軽体に作用する津波荷重を考慮する。 漂流物衝突荷重： 漂流物衝突荷重については、入力津波の解析結果を踏まえ反映する。</p> <p>②荷重の設定 a)津波による荷重（波压、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、両交替の発生可能性を踏まえて津波の発生性について、後退津波等の衝撃压の発生の可能性を踏まえて適切に設定する方針や漂流物のサイト特性を踏まえて漂流物の衝突による荷重を適切に設定する方針であることを確認する） b)余震による荷重として、サイト特性和（余震の震源、震度等）が考慮され、合理的な範囲、荷重レベルが設定される。 c)地盤により両邊地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。 d)に掲げるもののほか、津波来襲前に地盤荷重が作用した状態を考慮して設定すること。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>常時荷重：自重等を考慮する。 地盤荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：設置位置における、人力津波高さに基づき想定される水压を考慮する。 余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地盤動を余震荷重として設定する。</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>①常時荷重：自重を考慮する。 ②地震荷重：基本地震動Seを考慮する。 ③津波荷重：浮遊物にかかる浪波の作用水位正味津波荷重として設定する。 ④慣性荷重：対象とする構造物が定義し、熱流物の衝撃力を熱流物荷重として設定する。 ⑤余震荷重：余震による地盤動について検討し、余震荷重として弹性設計用地盤動Saを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p> <p>⑥許容限界</p> <p>a) 浮遊物荷重に対する機械保険限界として、当該津波全体の実効能力（熱流物の熱エネルギー）に対して十分な余裕を持つ。津波防護機能を保持すること。（なお、機械保険には甲斐だ場合、地盤二つある程度の期間が必要となることから、地震、津波の再発可能性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）</p> <p>・評議場</p> <p>津波防護機能に対する機械保険限界として、地盤後、津波後の効用化等、津波の熱エネルギー作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が強度域内に留まることを基本として、地盤防護機能を保持していることを確認する。止水性能については耐正・耐水試験で確認する。</p> <p>・防護壁</p> <p>津波防護機能に対する機械保険限界として、津波後、津波全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が強度域内に留まることを基本として、津波防護機能を保持していることを確認する。</p> <p>⑦許容限界</p> <p>1号及び2号炉耐水格納小工の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：設置位置における、人力津波高さに基づき算定される水位を考慮する。 余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地盤動を余震荷重として設定する。</p> <p>3号炉放水ピット遮蔽構小工の設計において考慮する荷重は以下のようにより設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：設置位置における、人力津波高さに基づき算定される水位を考慮する。 余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地盤動を余震荷重として設定する。</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>1号及び2号炉耐水格納小工の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：設置位置における、人力津波高さに基づき算定される水位を考慮する。 余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地盤動を余震荷重として設定する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本節構成及び前掲設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 前掲設計方針との適合性を保有していることを確認する。止水性能については前記・海水試験で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱水流路縮小工 津波防護機能における機能保持限界として、堆積後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、津波が堆積を保持していることを確認する。 新規堆 津波防護機能に対する機能保持限界として、堆積後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、津波が堆積を保持していることを確認する。 【別添1 II-4.1】 <p>6.1 重力式堤防等防護施設に関する海辺技術 ・重大事故対応施設の津波遮蔽対策設備は、設計基準が営業津波と同様の方法により施設を維持することから、津波が堤防の設計の考え方及び特徴は両振幅となる。</p> <p>6.2 波浪防止設備の設計 【営業津波等への対応方針】 堤防防止設備（堤防防止設備、水密層、堤水防護止水層）について、基盤地盤による地盤力に対する堤防の耐力を考慮して堤防の設計が十分に確保できるよう設計する。また、堤水時の波正等に対する耐力を考慮して堤水時の耐久性に配慮した上で、入力値に対して堤水防止機能が十分に保有できるよう設計する。 水防護壁が十分に保有できるよう設計する。</p> <p>5.2 波浪防止設備の設計 【規制基準における要求事項等】 堤防防止設備においては、堤水や堤防周囲における記述計及び堤水後の堤正等に対する耐性等を計測し、被災時の耐性にも配慮した上で、入力値に対して堤水防止機能が十分に保有できるよう設計すること。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉 前掲設計方針との適合状況</p> <p>貯留場の設計において考慮する荷重は、以下のようになされる。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基礎地盤動を考慮する。 津波荷重：貯留場位置における津波の作用水圧を津波荷重として設定する。 漂流物衝突荷重：対象とする漂流物を定義し、漂流物の衝突力による漂流物衝突荷重として設定する。 余震荷重：余震による地震動として慣性設計用地震動を余震荷重として設定する。</p> <p>③防潮堤の津波防護機能に対する機能保持限界として、堆積後、津波の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおそれず堆積位に吸込まれて、それが防護機能を保持していることを確認する。止水性能については耐正・偏水試験で確認する。</p> <p>3号炉取扱水流路ピクトスクリーン室防水壁の津波防護機能に対する機能保持限界として、堆積後、津波の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおそれず堆積位に吸込まれて、構成する部材がおそれず堆積位に吸込まれて、それが防護機能を保持していることを確認する。止水性能についても留意する必要があります。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【補足内容】</p> <p>(1)要求事項に適合する設計・方針であることを確認する。なお、検査結果(工事計画認可においては、設備の仕様、構造等が要求事項に適合することを確認する)。</p> <p>(2)津防止設備のうち水槽等、後段規制において強度の確認を要する設備については、浪打方式別の施設に加え、人力津波に対して津防止機能は十分性であるとする設計がなされることの見通しを用いため、津防止機能と併せて、荷重組合せ、荷重設定及び許容限界(当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ設置が機能を保持すること)の項目についての考え方と確認する。</p> <p>(3)津水防止設備のうち床・壁貫通部の床水封対策等、後段規制において仕様(施工方法を含む)の確認をする設備についての方針を確認する。</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1)津水防止設備としては、設計基準對象設備の津防護機能を設備を内包する機能及び津防護機能を設備から併用する場合の津防護機能を設備する。また、浸水防御装置を適用する開口部、貯留部、床ドレン・排水口に対しても、水密性、漏水防止装置、日本水防法規、貯留止水地盤及び逆流弁等の水密性を実施する。</p> <p>設備本体に特徴については、津水防止設備の修正版に対する研修等を講習し、入力座席に対して改本防止機能が十分に体得できよう設計する。 【別添1 B-4-2】</p> <p>(2)、(3)以下に津水防止設備についての箇項割合、部番の設定及び背景理由について考え方を示す。</p> <p>・構造組合せ</p> <p>・荷重評価、地震荷重、積荷並重、液体物質容積及び余裕重量を適切に組み合わせて設計を行う。</p> <p>①常時軽車+津波荷重</p> <p>②常時軽車+津波荷重+常波荷重</p> <p>③常時軽車+津波荷重+余裕重量</p> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象と</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>1号及び2号が取水路施設小工の津防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性能及び津波繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね弾性域内に收まるることを基本として津波防護機能を保持する。</p> <p>3号が取水ビット流路施設小工の津防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性能及び津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね弾性域内に收まるることを基本として津波防護機能を保持する。</p> <p>1号及び2号が取水路施設小工の津防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性能及び津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね弾性域内に收まるることを基本として津波防護機能を保持する。</p> <p>町留施設の津防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性能や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね弾性域内に收まるることを基本として津波防護機能を保持する。</p> <p>(3)津波防護施設のうち、防護ゲート等の外部入力により動作する機構を有するものの設計について、当該機構の構造、動作(3)津波防護施設に外部入力により動作する機構を有するものはない。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■ 基本津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド の適合性を論議する。</p> <p>・検査の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全分析・自重等を考慮する。 ② 地盤荷重・土質地盤載荷Ssと考慮する。 ③ 中央荷重・記載位置における、入り津波高さに基づき算定される水平荷重を考慮する。 ④ 耐震物別別対象設備(構造物のみ) <p>対象とする構造物を定義し、構造物の耐受力を測定する。 荷重を測定する。具体的には実験による 地震動として弹性設計用荷重5dを適用し、これによる荷重を余裕荷重として 設定する。</p> <p>・許容性状</p> <p>津波防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波 後の再生用性や、津波の振り返し作用を想定し、当該構造物 全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する 部材が構造内に収容することを確認する。なお、止水性能に ついては解説、海水試験で確認する。</p> <p>【審査等対応施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対応施設の津波防護対象設備は、設計基準実施 段と同様の方法により機能を維持することが、浸水防止設 		<p>■ 基本津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド の適合性を論議する。</p> <p>泊発電所3号炉 削減版設計方針との適合状況</p> <p>■ 基本津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド の適合性を論議する。</p> <p>作原理等を踏まえ、津波防護機能が損なわれないよう重要な 全施設に求められる信頼性と同等の信頼性を確保する方針で あることを確認する。例えば、防潮ゲートの閉止機構について は、その構造等を踏まえた上で、多面性又は多様性を確保 する方針であることを確認する。</p> <p>【審査等対応施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対応施設の津波防護対象設備は、設計基準実施段と同様の方法により機能を維持することから、津波防護施設の設計の考え方及び対応は同様となる。 	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.3 波浪遮蔽設備及び津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【実施基準における要求事項等】</p> <p>津波遮蔽設備について、津波の影響（波力、津波時の衝突、津波剥離設備等）に対する影響を受けにくいための設置、影響の防止策（緩和等を検討し、入力津波に対して津波遮蔽機能が十分に保証できるよう設計すること）。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 波浪遮蔽設備としては、津波監視カメラと底面ビックト水位計を設置する。津波監視カメラは、2号炉原子炉建屋屋上(0.1~+0.5m)及び防護堤北側エリア(10.0~+29.0m)に設置するため、津波の影響を受けることはない。一方、防水ビックト水位計(10.0~+29.0m)は2号炉周辺水ポンプ室補機ボンベリニア体前面設置するものであり、該部における人形波高さより低減への設置となるが、当該設置エリア補機ポンベリニア体外側部と内側部防護堤により同水位の防止を図っている。以上のとおり、津波遮蔽設置は入力津波に対して津波遮蔽機能が併存できる設計としている。 【別添：II-4-3】</p> <p>(2) 波浪遮蔽設備の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波剥離及び全體荷重との組合せを考慮する。 ・津波監視カメラ</p>	<p>5.2 波浪遮蔽及び前進津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【実施基準における要求事項等】</p> <p>津波遮蔽設備については、津波剥離装置等における津波や浸水による耐震等に対する耐震性等を評価し、基礎防護の耐性等にも配慮した上で、人力津波に対する津波遮蔽機能が十分に保持できること。</p>	<p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【実施基準における要求事項等】</p> <p>浸水防止設備による耐震性等に対する耐震性等を評価し、基礎防護の耐性等にも配慮した上で、人力津波に対する津波遮蔽機能が十分に保持できること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 浸水防止設備（屋外排水路逆流防止設備、3号炉原子炉建屋横埋水路逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、ドレンライン逆止弁、貫通部止水処置）については、基礎防護による地盤力に対する耐性を評価し、浸水時の耐震等に耐えられるよう設計する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段機制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、人形津波による荷重、金剛質による荷重、その他自然現象による荷重等に対する耐震性を評価し、設計方針の計画の認可においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段機制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、人形津波による荷重、金剛質による荷重、その他自然現象による荷重等に対する耐震性を評価し、設計方針の計画の認可においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段機制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、人形津波による荷重、金剛質による荷重、その他自然現象による荷重等に対する耐震性を評価し、設計方針の計画の認可においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備（屋外排水路逆流防止設備、3号炉原子炉建屋横埋水路逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、ドレンライン逆止弁、貫通部止水処置）については、基礎防護による地盤力に対する耐性を評価し、浸水時の耐震等に耐えられるよう設計する。</p> <p>(2) 浸水防止設備（屋外排水路逆流防止設備、3号炉原子炉建屋横埋水路逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、ドレンライン逆止弁、貫通部止水処置）については、基礎防護による地盤力に対する耐性を評価し、浸水時の耐震等に耐えられるよう設計する。</p>	<p>備考欄</p> <p>備考欄</p> <p>備考欄</p> <p>備考欄</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>女川原子力発電所2号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>①常時荷重+地震荷重 また、設計に当つては、地盤及び津波以外の自然現象との組合せを考慮する。</p> <p>・海水ピット水位計 ①常時荷重+地震荷重 ②常時荷重+津波荷重 ③常時荷重+地震荷重+余震荷重 また、設計に当つては、地盤及び津波以外の自然現象との組合せを考慮する。</p> <p>津波遮蔽設備の設計において以下の削減を考慮する。 ①常時荷重：日直等を考慮する。 ②地震荷重：基礎地盤動Saiを考慮する。 ③津波荷重：設置位置における水位を考慮する。</p> <p>④余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。日本国内では会員による地震動として弹性設計用地震動 5d を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p> <p>【引添】 II-4-3】</p> <p>重大事故等対応施設に対する確認状況</p> <p>電体非放電対地電の津波防護対象設備は、設計基準対象設と同様の方法により機能を維持することから、津波遮蔽設備の設計の考え方及び荷重は同様となる。</p>		<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水对策等、後段規制において仕様（施工方法を含む。）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>(3) 真通部止水処置については、増設後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性的機能を考慮して、真通部止水装置が健全性を維持することとする。</p> <p>真通部止水装置は、光沢構造及びブーツ構造に大別され、これらとの通透部止水処置は、光沢荷重や地震荷重等に対しても浸水防止機能が十分に保証できるよう設計する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準波浪及び津波浸透設計方針に係る審査ガイド</p> <p>5.4 亂れ・沿岸等の津・計画に係る施設事項</p> <p>5.4.1 泊防護施設・海水防止設備等の設計における施設事項</p> <p>【規制基準における要件事項等】</p> <p>●津波防護施設の設計及び構造物に係る施設方針との適合状況</p> <p>5.4.1.1 泊防護施設・海水防止設備等の設計における施設事項</p> <p>【規制基準への対応・評価】</p> <p>5.4.1.1.1 泊防護施設の設計及び構造物に係る施設方針との適合状況</p> <p>津波防護施設の設計及び構造物に係る施設方針との適合状況に係る措置に当たって、津波防護施設の設計・評価に係る施設事項における施設事項と津波防護施設の設計及び構造物に係る施設方針との適合状況に係る措置に当たって、津波防護施設の設計・評価に係る施設事項における施設事項との適応度に關して次に示す通り、余震荷重の考慮・津波の発生時に係る措置に係る措置に係る措置に係る施設の設計及び構造物に係る施設方針との適合状況を評定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備の構造的モードに応じた荷重（津波荷重） ・多施設・設備の構造的モードに応じた荷重（津波荷重） ・力・慣性・抵抗力・浮力等について、人力津波復元力・復元率との組合せを考慮する。 ・入力津波の特別警戒形態基づき、津波の発生による被災に対する影響について検討する。 <p>・サイドの地区の方針を踏まえ、余震の発生可能性を検討する。</p> <p>・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と人为津波による荷重との組合せを考慮する。</p> <p>①津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する方針である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力津波が有する荷重 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する影響 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する不確かさ <p>②各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮・津波の発生及び運転使用の考慮のそれぞれに応じて、要求事項に適合する計画であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 泊荷重の設定について</p> <p>a) 入力津波が有する荷重計算方程式</p> <p>b) 各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮及び運転使用の考慮のそれぞれについては、以下のとおりとしている。</p> <p>①津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力津波が有する荷重 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する不確かさ <p>②各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮・津波の発生及び運転使用の考慮のそれぞれに応じて、要求事項に適合する計画であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 泊荷重の設定について</p> <p>a) 入力津波が有する荷重計算方程式</p> <p>b) 各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮及び運転使用の考慮の考慮のそれぞれに応じて、津波の発生時に係る施設の運転使用の影響を考慮する。</p> <p>①津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力津波が有する荷重 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する影響 ・サイドの地区の方針を考慮する。 <p>②各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮・津波の発生及び運転使用の考慮のそれぞれに応じて、要求事項に適合する計画であることを確認する。</p> <p>① 泊荷重の設定について</p> <p>a) 泊防護施設・海水防止設備等の衝突・脱着・開閉等の内部に設置される構造物の强度</p> <p>b) 泊防護施設・海水防止設備等の計画構造</p> <p>c) 泊防護施設・海水防止設備等の構造・機械・装置等の强度</p> <p>d) 泊防護施設・海水防止設備等の機能回復モードに対する影響の算定</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮及び運転使用の考慮の考慮のそれぞれに応じて、津波の発生時に係る施設の運転使用の影響を考慮する。</p> <p>①津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力津波が有する荷重 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する影響 ・サイドの地区の方針を考慮する。 <p>②各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮・津波の発生及び運転使用の考慮のそれぞれに応じて、要求事項に適合する計画であることを確認する。</p> <p>① 泊荷重の設定について</p> <p>a) 泊防護施設・海水防止設備等の衝突・脱着・開閉等の内部に設置される構造物の强度</p> <p>b) 泊防護施設・海水防止設備等の計画構造</p> <p>c) 泊防護施設・海水防止設備等の構造・機械・装置等の强度</p> <p>d) 泊防護施設・海水防止設備等の機能回復モードに対する影響の算定</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 泊荷重の設定、余震荷重の考慮及び運転使用の考慮の考慮のそれぞれに応じて、津波の発生時に係る施設の運転使用の影響を考慮する。</p> <p>①津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力津波が有する荷重 ・各種設・設備等の機能回復モードに対する影響 ・サイドの地区の方針を考慮する。 <p>②各施設・設備等の無効化モードに対する影響の算定</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び防護壁設計方針に係る審査ガイド 泊用こみ上げ不確がさ</p> <p>上位(は)の不確がさの考慮に当たっては、例えば抽した不確がさの要因によるデータスタディ等により、算定設置に考慮する余裕の量を検討する方針であること。</p> <p>②全備荷重の考慮については、基準津波の成因の活動に伴い、発生する可能性がある余震(地震)において、そのハザードを評価するとともに、其発生前の越限時間におけるデータ等で、最大水位変化を生ずる時間の余裕時間(ハザード)を検討する方針であることを、また、当該余裕時間の検討する方針であることは、これらの活性堆積物の相違に基づくことがあることを考慮して安全側に組み合わせる方針であることを。</p> <p>③津波の挙り返し作用の考慮については、各構造物全体の変形能力(特に耐力時の変形)に加えて十分な余留を有し、かつ津波防波機能(浸水防止機能)を保有することで確保されていますが、津波の挙り返し作用による直接的な影響は無いとのみなせらるが、漏水、漏水、二次が影響(砂移動、漏水物等)による漏洩が生じた場合、津波が挙り返された場合は、津波が変形されること、安全性を有する保証は無いこと。</p> <p>津波の挙り返しの際末を考慮したこと。</p> <p>・基準津波に伴う漏水(けれい)の砂移動・単位については、基礎津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の挙り返しの際末を考慮したこと。</p> <p>・基準津波に伴う漏水口付近を考慮したこと。</p> <p>・基準津波及び引き波の方向を分所した上で、蒸気物の可燃性。</p>	<p>基準津波及び防護壁設計方針に係る審査ガイド 泊用こみ上げ不確がさ</p> <p>上位(は)の不確がさの考慮に当たっては、例えば抽した不確がさの要因によるデータスタディ等により、算定設置に考慮する余裕の量を検討する方針であること。</p> <p>②全備荷重の考慮については、基準津波の成因の活動に伴い、発生する可能性がある余震(地震)において、そのハザードを評価するとともに、其発生前の越限時間におけるデータ等で、最大水位変化を生ずる時間の余裕時間(ハザード)を検討する方針であることを、また、当該余裕時間の検討する方針であることは、これらの活性堆積物の相違に基づくことがあることを考慮して安全側に組み合わせる方針であることを。</p> <p>③津波の挙り返し作用の考慮については、各構造物全体の変形能力(特に耐力時の変形)に加えて十分な余留を有し、かつ津波防波機能(浸水防止機能)を保有することで確保されていますが、津波の挙り返し作用による直接的な影響は無いとのみなせらるが、漏水、漏水、二次が影響(砂移動、漏水物等)による漏洩が生じた場合は、津波が挙り返された場合は、津波が変形されること、安全性を有する保証は無いこと。</p> <p>津波の挙り返しの際末を考慮したこと。</p> <p>・基準津波に伴う漏水(けれい)の砂移動・単位については、基礎津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の挙り返しの際末を考慮したこと。</p> <p>・基準津波に伴う漏水口付近を考慮したこと。</p> <p>・基準津波及び引き波の方向を分所した上で、蒸気物の可燃性。</p>	<p>基準津波及び防護壁設計方針に係る審査ガイド 泊用こみ上げ不確がさ</p> <p>重を受けた場合には、津波監視カメラ設置用 架台及び電線管は継続監視可能であることを確認す る。</p> <p>なお、降雨に対する津波監視カメラ設置用IP66(あ らゆる方向からのノズル射出による強力なジェット噴流によ つても有害な影響を及ぼしてはならない)に適合する設計とする。</p> <p>満位計の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷 重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。 ・常時荷重+地震荷重 ・常時荷重+津波荷重</p> <p>津波荷重：測位のばらつきを考慮した版水ピク、スクリーン室 における入力排液量さT.P_{17.5m}に、參照する裕度 である0.62mを含めて、安全側の値である津波 基水位T.P_{17.5m}(許容津波高さ)を考慮する。</p> <p>常時荷重：自重等を考慮する。</p> <p>地震荷重：余震による地盤運動として弹性設計用地盤動を余震荷 重として設定する。</p> <p>・津波監視用：人力津波高さ及び津波高さ1 については、人力津波高さに記載する。</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

相違理由	泊発電所3号炉	島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉
			<p>【別添1 H-4.4(1)】</p> <p>5.4.2 津波に対する要及影響の検討</p> <p>【津波事項への対応方針】</p> <p>津波防護地内及び近傍においては、機器・構造物、設置物等が被損壊する可能性について検討する。検討の結果、機器の設置場所は、津波の衝突箇所を設定し、津波防護施設及び浸水防止設備に板張り床等を設置することとする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1)津波防護施設及び浸水防止設備に関する御質疑函においては、2号取水口に到達する可能なもの(うち、最も水位が大きい地トーン数19(海水トーン数51))の小型船艇を考慮して設定する。なお、基礎構造は、第一級の水位が高く、底面も大きいため、津波の第1級に由来するものと想定され、防波堰及び津波防止設備に与える影響(重量)が大きくなることを踏まえ、工事計画認可の段階において、あらためて発電所施設地内及び津波防護地内に設置されている設置・設備を網羅的に調査し、検討する必要性について検討する。 【別添1 H-4.4(2)】</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1)津波に対する船舶の航行方針が、要実現に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2)設計時の確認に加え、入力指標に対して津波防護機能が十分保証できる設計がなされるとの見通しを得るため、以下の通りの具体的な手順を解説する。</p> <p>①施設周辺の海上航行船舶等を踏まえて、施設周辺の移流・建物・構造物及び施設の設置場所等を評価した上で、施設周辺の船舶の航行経路及び海上経路における津波防護機能の外側の施設を考慮する方針であること。 なお、津波の特徴による船舶が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。</p> <p>②既存防波堤、影響圏認識図は、津波による能力、漂流物</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準津波及び津波設計方針に係る審査ガイドの結果による荷重との組合せを勘定に考慮して設計する方針であることを示す。</p> <p>6.4.3 波浪影響評価施設・設備の扱い</p> <p>【確認基準】 1 基本荷重への組み合わせ方針 基本荷重への組み合わせ方針の耐津波設計として、津波影響評価施設・設備の設置が実施しない。 基本荷重等に対する津波に対する確認状況 大半の施設が施設の津波防護設備設置計画は実施済と同様に、津波影響評価施設・設備の設置は実施しない。</p> <p>6.4.3 波浪影響評価施設・設備の扱い</p> <p>【確認基準】 1 基本荷重への組み合わせ方針 基本荷重等への組み合わせ方針の耐津波設計として、津波影響評価施設・設備は、基本荷重に対する津波の侵襲強度が体得されるよう設計すること。 波浪影響評価施設・設備、特に津波の侵襲強度が考慮されること。 波浪影響評価施設・設備モードに付随した荷重について十分な余裕を考慮した設定。 波浪による荷重と地震による荷重の併重組合せ。 波浪の繰り返し現象による作用が津波影響評価施設に及ぼす影響。</p> <p>【確認内容】 (1) 波浪影響評価施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>		<p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 泊防護施設、津波防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【確認基準】 1 泊防護施設、津波防止設備等の設計における検討事項 泊防護施設の設計において不確かさを考慮すること、余震による荷重を適切に組み合わせること、津波の繰り返し作用を検討すること等により、十分な余裕を考慮して津波防護施設及び浸水防止設備を設計する。 具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1) 泊防護施設の設計において不確かさを考慮すること、余震による荷重を適切に組み合わせること、津波の繰り返し作用を検討すること等により、十分な余裕を考慮して津波防護施設及び浸水防止設備を設計する。</p> <p>① 泊防護施設及び浸水防止設備の設計において、以下の方針とする。また、併用による荷重を考慮する方針とする。</p> <p>① 泊防護施設の設計においては、以下の方針を示す。 a) 泊防護施設に対する数値計算上の本体荷重を考慮する方針とする。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊発電所3号炉耐津波設計方針に係る並びガイド b)各施設・設備等の機能扭像モードに対応した荷重(海水高、遮力、船压、船压、洗濯力、浮力等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。</p> <p>各施設・設備等の設置位置に対する津波荷重の設定については、人力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備等の機能扭像モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</p> <p>人力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備等の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</p> <p>各施設・設備等の機能扭像モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、人力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波挾力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</p> <p>津波挾力の算定においては、津波挾力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</p> <p>漂泥物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</p> <p>②基準荷重の考慮については、基準津波の波浪の活動に伴い発生する可能性がある余震(地震)について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の堆積時間のうち最大水位変化を生起する時間间隔において発生する余震レベルを検討して、余震としてのハザードを考慮した安全側の</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド に対する方針であること。また、当該余剰レベルによる地盤 荷重と基準津波による荷重は、これらの先生産率の推定に 偏があることを考慮して安全側に組み合わせる方針である こと。</p> <p>③津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の人 力作動に対する客観閾界が当該構造物全体の変形能力（終 局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有しないかつ、津波 防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されている ば、津波の繰り返し作用による直接的な影響はないものと みなせらるが、漏水、二次的影響（伝移動、漂流物等）によ る累積的な作用又は経時的な変化を考えられる場合は、時 刻露底面形に基づいた、安全性を折半する検討方針であるこ と。</p> <p>泊発電所3号炉における津波設計方針との適合状況 評価として、すべての周囲を包絡する地質動を弹性波計用地 震動の中から設定する。</p> <p>③人力津波の時刻露底面形に基づき、津波の繰り返しの作用が津 波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討す る。 津波の繰り返し作用の考慮について、は、漏水、二次的影響 (移動等)による累積的な作用又は経時的な変化を考えら れる場合は、時刻露底面形に基づいた安全性を有する検討を行 う。 具体的的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省営水系機器・配管箱等による津波浸水層について、人力 津波の時刻露底面形に基づき、津波の繰り返しの来襲を考慮 している。 ・基面津波に伴う取木口付近の砂の移動・堆積については、 基面津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、 津波の繰り返しの来襲を考慮している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">追面 (人力津波の解析結果を踏まえて記載する)</div>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.4.2 潜水流による波浪的影響の検討</p> <p>【規制基準における要件事項等】</p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損又は倒壊した後に漂流する可能性について検討すること。</p> <p>また、本発電所係船埠頭に停泊する船舶等輸送船等についても、津波來襲時に漂流する手順を整備して確実に実施すること等により、漂流物としてしない。</p> <p>具体的には、以下のとおりである</p> <p>(1) 潜波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物が破損又は倒壊した後に漂流する可能性がある場合には、潜波防護施設及び浸水防止設備に波浪的影響を及ぼさないように、漂流防止措置又は構造防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護施設が十分保持できる設計とする。具体的には以下とおりである。</p> <p>① 防護場及び防護堤においては、2.5箇における「2.5.(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認」の「(1) 基準値並みに伴う取水口付近の漂流物に対する通水性確保」において検討した漂流物のうち、最も重量が大きい作業船(総トン数4.9トン)による潜水流衝突荷重と入力津波による荷重の組合せを考慮することで、津波による潜水流の衝突力に対して津波防護施設及び津波漂流物による能力及ぶ津波漂流物の衝突力に対する防護堤が十分保持できることが確認される。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊発電所3号炉 断崖部設計方針との適合状況</p> <p>泊発電所3号炉 断崖部設計方針における適合性</p> <p>基本津波及び断崖部津波設計方針において航行、停泊、係留される船舶がある場合は、津波の特性、地形、設置物の配置、船舶の避難行動等を考慮の上、漂流物となる可能性について検討していること。</p> <p>十分耐える構造として設計する。なお、防潮堤等から500m以内で操業・航行する船舶（船トン数4.9トン）及び500m以上で操業・航行する船舶（船トン数19.81トン）については、漂流物となつた場合はおいても津波防護施設に到達する可能性は十分に小さいが、津波防護施設に衝突する漂流物としては考慮する。</p> <p>追面 (燃料等輸送船及び工事用資源車運搬作業艇の評価について は、燃料等輸送船の緊急退避以外の対応方針確定後に記載する。)</p> <p>◎漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊発電所3号炉 前津波設計方針との適合状況</p> <p>津波影響軽減施設は設置しない。</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基本津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。</p> <p>津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・漂流物による波浪的影響 ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定 ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ・津波の繰り返し来襲による荷重が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

<u>実線</u>	・設計方針又は設備構成等の相違
<u>波線</u>	・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

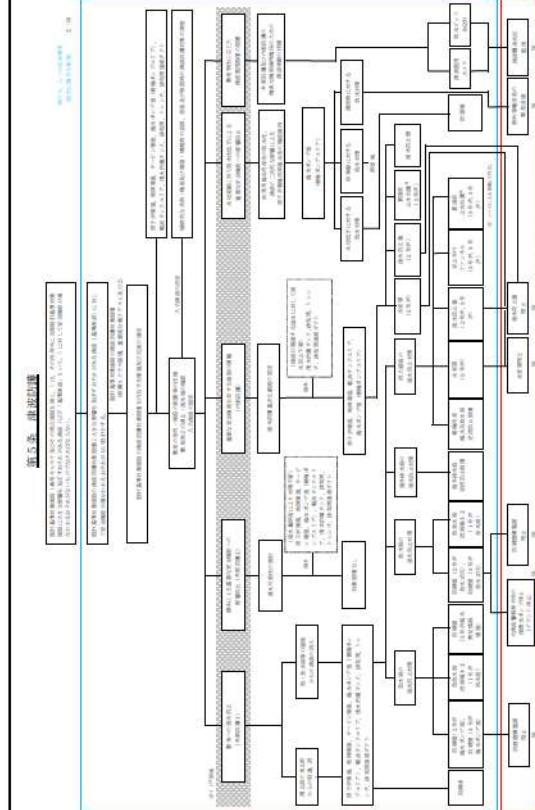
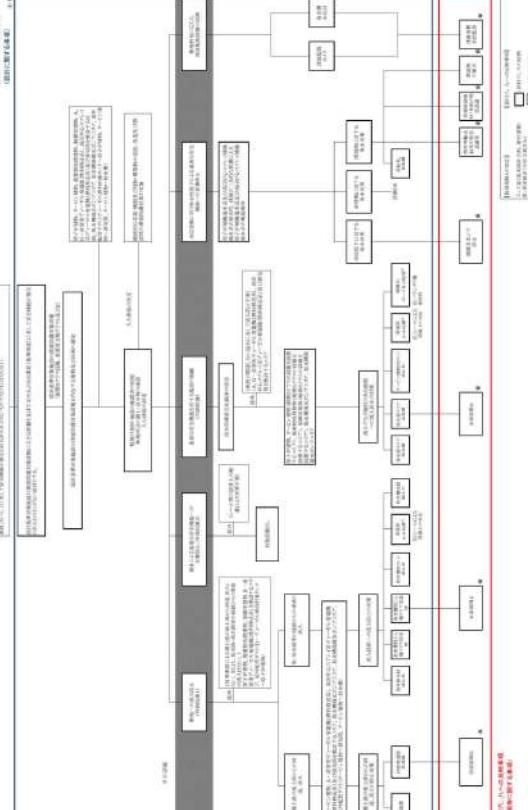
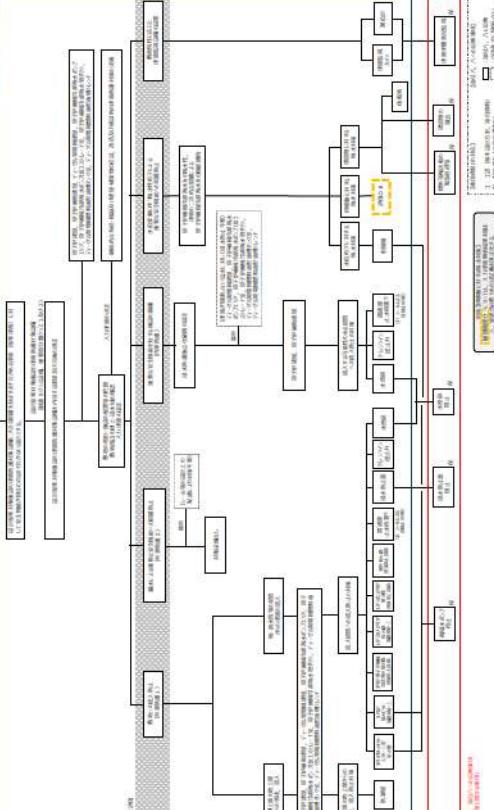
第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉 別添資料2	島根原子力発電所2号炉 別添資料2	泊発電所3号炉 別添資料2	相違理由
<p><u>女川原子力発電所2号炉</u> 運用、手順説明<u>資料</u> 津波による損傷の防止</p>	<p><u>島根原子力発電所2号炉</u> 運用、手順説明 津波による損傷の防止</p>	<p><u>泊発電所3号炉</u> 運用、手順説明 津波による損傷の防止</p>	<p>【女川、島根】設備名称の相違 ・発電所名称及び対象号炉の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は島根の記載に合せている。 女川には「資料」の記載があるが、記載表現の相違のみであり実質的な相違はない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【島根、女川】設計方針の相違 ・津波防護対策の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉

設計基準に係る運用対象等		区分		運用対象等	
第5条 津波	津波	運用・手順	水密扉・水密扉閉止	運用・手順	開放後の確保が陸上操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されないと
		保守・点検		運用・手順	不能が確認された場合の陸上操作、閉止確認、閉止作業
		教育・訓練		体制	一
		人件販送装置の運搬装置不 ^シ 可用性（ブリント停止）	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員によるシグナル操作
		木密扉閉止	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
			（以下略）	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
			津波応急溝	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
第5条 津波による損傷の防止	津波による損傷の防止	運用・手順	津波による損傷の防止	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		保全・点検		運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		教育・訓練		運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		燃料等輸送装置等の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		荷揚運搬機材・車両の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		漂流物の撤去	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
		津波來襲状況監視	運用・手順	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練
			（以下略）	運用・手順	・運用・手順に付ける教育 ・操作員による訓練

表1 運用・手順に関する対応等（説明基準）

島根原子力発電所2号炉

設計基準に係る運用対象等		区分		運用対象等	
第5条 津波	津波	運用・手順	防波堤・水密扉閉止	運用・手順	開放後の確保が陸上操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されないと
		保守・点検		運用・手順	不能が確認された場合の陸上操作、閉止確認、閉止作業
		教育・訓練		体制	一
		総槽水ポンプ停止	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		燃料等輸送装置等の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		荷揚運搬機材・車両の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		漂流物の撤去	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		津波來襲状況監視	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
			（以下略）	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練

設計基準に係る運用対象等

泊発電所3号炉

設計基準に係る運用対象等		区分		運用対象等	
第5条 津波	津波	運用・手順	水密扉閉止	運用・手順	開放後の確保が陸上操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されないと
		保守・点検		運用・手順	不能が確認された場合の陸上操作、閉止確認、閉止作業
		教育・訓練		体制	一
		総槽水ポンプ停止	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		燃料等輸送装置等の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		荷揚運搬機材・車両の緊急迅速運送	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		漂流物の撤去	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
		津波來襲状況監視	運用・手順	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練
			（以下略）	運用・手順	・運用・手順による教育 ・操作員による訓練

設計基準に係る運用対象等

相違理由

【女川】 設計方針の相違

- ・津波防護対策の違いによる運用手順の相違

【島根】 設計方針の相違

- ・島根は荷上場資機材・車両の緊急退避を行う運用としているが、泊は津波到達時間の関係で、車両や資機材は残置して陸側作業員のみ退避する方針。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添資料3</p> <p>女川原子力発電所2号炉 耐津波設計において 現場確認を要するプロセス</p> <p>目次</p> <p>1.はじめに</p> <p>2. 遷上解析に関する敷地モデルの作成プロセス</p> <p>2. 1 基準要求</p> <p>2. 2 作成プロセス</p> <p>2. 3 現場確認記録の品質保証上の取扱い</p> <p>2. 4 今後の対応</p> <p>3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 1 基準要求</p> <p>3. 2 入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 3 現場確認記録の品質保証上の取扱い</p> <p>3. 4 今後の対応</p>	<p>別添資料3</p> <p>島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における 現場確認を要するプロセスについて</p> <p>目次</p> <p>1.はじめに</p> <p>2. 遷上解析に関する敷地モデルの作成プロセス</p> <p>2. 1 基準要求</p> <p>2. 2 作成プロセス</p> <p>2. 3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>2. 4 今後の対応</p> <p>3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 1 基準要求</p> <p>3. 2 入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>3. 4 今後の対応</p>	<p>別添資料3</p> <p>泊発電所3号炉 耐津波設計における 現場確認を要するプロセスについて</p> <p>目次</p> <p>1.はじめに</p> <p>2. 遷上解析に関する敷地モデルの作成プロセス</p> <p>2. 1 基準要求</p> <p>2. 2 作成プロセス</p> <p>2. 3 現場確認記録の品質保証上の取扱い</p> <p>2. 4 今後の対応</p> <p>3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 1 基準要求</p> <p>3. 2 入力条件等の設定プロセス</p> <p>3. 3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>3. 4 今後の対応</p>	<p>識別について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は泊との相違 ・島根は泊との相違 ・泊は島根との相違 <p>を識別する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.はじめに 耐津波設計を行うに当たって現場確認を要するプロセスとして、<u>遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセス</u>と<u>耐津波設計の入力条件等（各施設及び設備の配置、寸法等）の設定プロセス</u>の2つがある。現場確認を含めたこれらのプロセスをそれぞれ以下に示す。</p> <p>2.遡上解析に関する敷地モデルの作成プロセス 2.1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3により、遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形とその標高などを考慮して、敷地への遡上の可能性を検討することが規定されている。 当該基準要求を満足するに当たっては、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、遡上解析上、影響を及ぼすものの考慮が要求されており、具体的には、敷地及び敷地周辺の地形とその標高、伝播経路上の人工構造物を考慮した遡上解析を実施することとしている。</p> <p>2.2 作成プロセス 上記要求事項を満足するために、<u>第2-1図</u>に示すフローに従って敷地モデルを作成した。次の(1)～(4)にプロセスの具体的な内容を示す。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形と標高のモデル化 敷地及び敷地周辺の地形と標高について、QMS図書として維持管理されている図面等を確認し、遡上域のメッシュサイズを踏まえて、適切な形状にモデル化を行った。</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 敷地において津波伝播経路上に存在する人工構造物として抽出すべき対象物をあらかじめ「<u>津波伝播経路上の人工構造物</u>」として定義し調査を実施した。 具体的な対象物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物である。<u>その他の津波伝播経路上の人工構造物について</u>は、構造物が存在することで津波の影響軽減効果が生じ、遡上範囲を過小に評価する可能性があることから、遡上解析上、保守的な評価となるよう対象外とした。</p>	<p>1.はじめに 耐津波設計を行うに当たって現場確認を要するプロセスとして、<u>遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセス</u>と<u>耐津波設計の入力条件等（各施設及び設備の配置、寸法等）の設定プロセス</u>の2つがある。現場確認を含めたこれらのプロセスをそれぞれ以下に示す。</p> <p>2.遡上解析に関する敷地モデルの作成プロセス 2.1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3により、遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形とその標高などを考慮して、敷地への遡上の可能性を検討することが規定されている。 当該基準要求を満足するに当たっては、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、遡上解析上、影響を及ぼすものの考慮が要求されており、具体的には、敷地及び敷地周辺の地形とその標高、伝播経路上の人工構造物を考慮した遡上解析を実施することとしている。</p> <p>2.2 作成プロセス 上記要求事項を満足するために、<u>図1</u>に示すフローに従って敷地モデルを作成した。次の(1)～(4)にプロセスの具体的な内容を示す。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形とその標高のモデル化 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、QMS図書として維持管理されている図面等を確認し、遡上域のメッシュサイズを踏まえて、適切な形状にモデル化を行った。</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 敷地において津波伝播経路上に存在する人工構造物として抽出すべき対象物をあらかじめ定義し調査を実施した。 具体的な対象物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物である。<u>その他の津波伝播経路上の人工構造物について</u>は、構造物が存在することで津波の影響軽減効果が生じ、遡上範囲を過小に評価する可能性があることから、遡上解析上、保守的な評価となるよう対象外とした。</p>	<p>1.はじめに 耐津波設計を行うに当たって現場確認を要するプロセスとして、<u>遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセス</u>と<u>耐津波設計の入力条件等（各施設及び設備の配置、寸法等）の設定プロセス</u>の2つがある。現場確認を含めたこれらのプロセスをそれぞれ以下に示す。</p> <p>2.遡上解析に関する敷地モデルの作成プロセス 2.1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3により、遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形とその標高などを考慮して、敷地への遡上の可能性を検討することが規定されている。 当該基準要求を満足するに当たっては、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、遡上解析上、影響を及ぼすものの考慮が要求されており、具体的には、敷地及び敷地周辺の地形とその標高、伝播経路上の人工構造物を考慮した遡上解析を実施することとしている。</p> <p>2.2 作成プロセス 上記要求事項を満足するために、<u>図1</u>に示すフローに従って敷地モデルを作成した。次の(1)～(4)にプロセスの具体的な内容を示す。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形とその標高のモデル化 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、QMS図書として維持管理されている図面等を確認し、遡上域のメッシュサイズを踏まえて、適切な形状にモデル化を行った。</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 敷地において津波伝播経路上に存在する人工構造物として抽出すべき対象物をあらかじめ定義し調査を実施した。 具体的な対象物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物である。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違	波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
--------------------	----------------------------

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 図面等による調査</p> <p>上記で定義した対象物となる既設の人工構造物について、高さ、寸法について、QMS図書として維持管理されている図面等の確認を実施した。また、将来設置される計画がある人工構造物のうち、上記で定義した対象物に該当するものについては、計画図面等により調査を実施した。</p> <p>海底地形及び陸域の地形については、<u>且本水路協会の最新の地形データ及び国土地理院発行の地形図からデータを抽出した</u>。発電所敷地内の地形及び構造物のデータについては、建設時の工事竣工図からデータを抽出した。</p> <p><u>なお、東北地方太平洋沖地震前のデータを用いる際には地震による沈下を考慮して標高を設定した。</u></p>	<p>a. 図面等による調査</p> <p>上記で定義した対象物となる既設の人工構造物について、高さ、面積について、QMS図書として維持管理されている図面等の確認を実施した。また、将来設置される計画がある人工構造物のうち、上記で定義した対象物に該当するものについては、計画図面等により調査を実施した。</p> <p>海底地形及び陸域の地形については、一般財団法人 日本水路協会の最新の地形データ及び国土地理院発行の最新の地形図からデータを抽出した。発電所敷地内の地形及び構造物のデータについては、建設時の工事竣工図からデータを抽出した。</p>	<p>a. 図面等による調査</p> <p>上記で定義した対象物となる既設の人工構造物について、高さ、寸法について、QMS図書として維持管理されている図面等の確認を実施した。また、将来設置される計画がある人工構造物のうち、上記で定義した対象物に該当するものについては、計画図面等により調査を実施した。</p> <p>海底地形及び陸域の地形については、一般財団法人 日本水路協会の最新の地形データ、<u>深浅測量結果等による地形データ</u>、国土地理院発行の最新の地形図からデータを抽出した。発電所敷地内の地形及び構造物のデータについては、建設時の工事竣工図からデータを抽出した。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では調査対象の形状を取水口の大きさ(縦、横、高さ)と比較するために高さ、寸法で調査している。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人形態の表現の相違 <p>【女川、島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所立地の相違により、各サイトで用いる地形データが異なる。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では東北地方太平洋沖地震による沈下は考慮していない。 <p>【女川】記載表現の相違</p>
<p>b. 現場確認</p> <p>上記a.で実施した図面等による調査において確認した既設の人工構造物については、社員による現場ウォークダウンにより図面等と相違ないことを確認した。また、図面に反映されていない人工構造物について、遡上解析に影響する変更がないことを確認した。</p> <p>発電所敷地における構造物、地盤などの変位及び変形については、発電所における定期保守業務で特定地点の計測、<u>深浅測量の結果を反映した</u>。</p>	<p>b. 現場調査</p> <p>上記a.で実施した図面等による調査において確認した既設の人工構造物については、社員による現場ウォークダウンにより図面等と相違ないことを確認した。また、図面に反映されていない人工構造物について、遡上解析に影響する変更がないことを確認した。</p> <p>発電所敷地における構造物、地盤などの変位及び変形については、発電所における定期保守業務で特定地点の計測を実施し、有意な変位及び変形がないことを確認した。</p>	<p>b. 現場調査</p> <p>上記a.で実施した図面等による調査において確認した既設の人工構造物については、社員による現場ウォークダウンにより図面等と相違ないことを確認した。また、図面に反映されていない人工構造物について、遡上解析に影響する変更がないことを確認した。</p> <p>発電所敷地における構造物、地盤などの変位及び変形については、発電所における定期保守業務で特定地点の計測を実施し、有意な変位及び変形がないことを確認した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では定期保守業務で深浅測量は実施していない。
<p>(3) 敷地モデルの作成</p> <p>(2) で実施した調査結果を踏まえ、敷地モデルの作成を実施した。</p>	<p>(3) 敷地モデルの作成</p> <p>(2) で実施した調査結果を踏まえ、敷地モデルの作成を実施した。</p>	<p>(3) 敷地モデルの作成</p> <p>(2) で実施した調査結果を踏まえ、敷地モデルの作成を実施した。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の審査実績反映
<p>(4) 敷地モデルの管理</p> <p>遡上解析に係る津波伝播経路上の人工構造物の変更が生じれば、必要に応じ上記(1)及び(2)に戻り再度モデルを構築する。</p>	<p>(4) 敷地モデルの管理</p> <p>遡上解析に係る地形の改変や人工構造物の新設等の変更が生じれば、必要に応じ上記(1)及び(2)に戻り再度モデルを構築する。</p>	<p>(4) 敷地モデルの管理</p> <p>遡上解析に係る地形の改変や人工構造物の新設等の変更が生じれば、必要に応じ上記(1)及び(2)に戻り再度モデルを構築する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の審査実績反映
<p>2. 3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>現場確認手順及び確認結果の記録について、品質保証記録として管理する。</p>	<p>2.3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>現場確認手順及び確認結果の記録について、<u>品質記録</u>として管理する。</p>	<p>2.3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い</p> <p>現場確認手順及び確認結果の記録について、<u>品質保証記録</u>として管理する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記録名称の相違</p>
<p>2. 4 今後の対応</p> <p>今後、改造工事等により、津波伝播経路上の敷地の状況が変更(地形の改変、人工構造物の新設等)となる場合は、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて遡上解析を実施する。</p>	<p>2.4 今後の対応</p> <p>今後、改造工事等により、津波伝播経路上の敷地の状況(地形の改変、人工構造物の新設等)が変更となる場合は、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて遡上解析を再度実施する。</p>	<p>2.4 今後の対応</p> <p>今後、改造工事等により、津波伝播経路上の敷地の状況(地形の改変、人工構造物の新設等)が変更となる場合は、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて遡上解析を再度実施する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の審査実績反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形とその標高のモデル化 海上解析上影響を及ぼす地形と標高について、図面等を確認し、適切な形状にモデル化を行う。 例) 要因形と解析モデルの比較 (第2-2-8)</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 人工構造物について、図面等による調査、現場調査及び将来計画の調査を実施する。</p> <p>a. 図面等による調査 既設構造物の高さ及び面積については図面等の確認を実施する。将来計画についても計画図等の確認を実施する。 例) 高度形と解析モデルの比較 (第2-2-8)</p> <p>b. 現場確認 図面と現場に相違がないことを確認する。また、図面に反映されていない人工構造物を把握する。 例) 敷地における人工構造物との比較を実施 (第2-3-8)</p> <p>(3) 敷地モデルの作成 調査結果をもとに、モデル化を実施する。</p> <p>(4) 敷地モデルの管理 海上解析に係る地形の変更や人工構造物の新設等の変更が生じれば、必要に応じ上記(1)及び(2)に戻り、評価する。</p>	<p>敷地モデルの作成プロセス</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形とその標高のモデル化 海上解析上影響を及ぼす地形と標高について、図面等を確認し、適切な形状にモデル化を行う。</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 人工構造物について、図面等による調査、現場調査、及び将来計画の調査を実施する。</p> <p>a. 図面等による調査 既設構造物の高さ、面積については図面等の確認を実施する。将来計画についても計画図等の確認を実施する。</p> <p>b. 現場調査 図面と現場に相違がないことを確認する。また、図面に反映されていない人工構造物を把握する。</p> <p>(3) 敷地モデルの作成 調査結果をもとに、モデル化を実施する。</p> <p>(4) 敷地モデルの管理 海上解析に係る地形の変更や、人工構造物の新設等の変更が生じれば必要に応じ(1) (2)に戻り、再評価する。</p>	<p>敷地モデルの作成プロセス</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形とその標高のモデル化 海上解析上影響を及ぼす地形と標高について、図面等を確認し、適切な形状にモデル化を行う。</p> <p>(2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査 人工構造物について、図面等による調査、現場調査及び将来計画の調査を実施する。</p> <p>a. 図面等による調査 既設構造物の高さ、寸法については図面等の確認を実施する。将来計画についても計画図等の確認を実施する。</p> <p>b. 現場調査 図面と現場に相違がないことを確認する。また、図面に反映されていない人工構造物を把握する。</p> <p>(3) 敷地モデルの作成 調査結果をもとに、モデル化を実施する。</p> <p>(4) 敷地モデルの管理 海上解析に係る地形の変更や、人工構造物の新設等の変更が生じれば必要に応じ(1) (2)に戻り、再評価する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・島根の審査実績反映</p>

第2-1 図 敷地モデルの作成・管理プロセスフロー図

図1 敷地モデル作成に関する現場確認プロセスフロー図

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 解析モデル (b) 実地形と解析モデル化の比較 第2-2 図 解析モデルの確認例</p> <p>(a) 解析モデル (b) 構造物・解析モデル比較 (c) 平面図 (d) 現在確認 第2-3 図 調査による確認例 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>			<p>【女川】相違理由 ・女川では調査による確認例を示しているが、泊では記載していない。敷地モデル作成に関する現場確認プロセスフロー図にて確認している点で実質的な相違なし。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス 3. 1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3及び「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、敷地への浸水の可能性のある経路の特定、バイパス経路からの流入経路の特定、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性の検討、浸水想定範囲の境界における漏水の可能性のある経路の特定、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路の特定及び漂流物の可能性の検討を行うこととしている。	3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス 3.1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3及び「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、敷地に流入する可能性のある経路の特定、バイパス経路からの流入経路の特定、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性の検討及び浸水想定範囲の境界における浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路の特定、浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路の特定及び漂流物の可能性の検討を行うこととしている。	3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス 3.1 基準要求 【第五条】 設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3及び「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、敷地に流入する可能性のある経路の特定、バイパス経路からの流入経路の特定、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性の検討及び浸水想定範囲の境界における浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路の特定、浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路の特定及び漂流物の可能性の検討を行うこととしている。	【女川】記載表現の相違
【第四十条】 設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求しており、解釈は同解釈の別記3に準じるとしている。	【第四十条】 設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求しており、解釈は同解釈の別記3に準じるとしている。	【第四十条】 設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求しており、解釈は同解釈の別記3に準じるとしている。	【女川】記載表現の相違
3. 2 入力条件等の設定プロセス 上記要求事項を満足するために、図3-1に示すフローに従って耐津波設計において必要となる入力条件等を設定した。次の(1)～(3)にプロセスの具体的な内容を示す。なお、本資料において、設計基準対象施設の津波防護対象設備と重大事故等対処施設の津波防護対象設備を併せて、「津波防護対象設備」とする。	3. 2 入力条件等の設定プロセス 上記要求事項を満足するために、図2に示すフローに従って耐津波設計において必要となる入力条件等を設定した。次の(1)～(3)にプロセスの具体的な内容を示す。なお、本資料において、設計基準対象施設の津波防護対象設備と重大事故等対処施設の津波防護対象設備を併せて、「津波防護対象設備」とする。	3. 2 入力条件等の設定プロセス 上記要求事項を満足するために、図2に示すフローに従って耐津波設計において必要となる入力条件等を設定した。次の(1)～(3)にプロセスの具体的な内容を示す。なお、本資料において、設計基準対象施設の津波防護対象設備と重大事故等対処施設の津波防護対象設備を併せて、「津波防護対象設備」とする。	【女川】記載表現の相違
(1) 入力条件等の設定・確認 耐津波設計において必要となる入力条件等は、下記a.及びb.のとおり設定し、確認する。 a. 図面等による入力条件等の調査及び設定 耐津波設計に係る各施設・設備について、図面等を用いて設置箇所・寸法等を調査し、入力条件等を設定する。 b. 現場確認 a. で実施した図面等による調査により設定した入力条件等について、現場ウォークダウンにより現場と相違ないことを確認する。 各施設・設備における入力条件等の設定及び確認内容の詳細を以下に記載する。	(1) 入力条件等の設定・確認 耐津波設計において必要となる入力条件等は、下記a.及びb.のとおり設定し、確認する。 a. 図面等による入力条件等の調査及び設定 耐津波設計に係る各施設・設備について、図面等を用いて設置箇所・寸法等を確認し、入力条件等を設定する。 b. 現場調査 a. で実施した図面等による調査により設定した入力条件等について、現場ウォークダウンにより現場と相違ないことを確認する。 各施設・設備等における入力条件等の設定及び確認内容の詳細を以下に記載する。	(1) 入力条件等の設定・確認 耐津波設計において必要となる入力条件等は、下記a.及びb.のとおり設定し、確認する。 a. 図面等による入力条件等の調査及び設定 耐津波設計に係る各施設・設備について、図面等を用いて設置箇所・寸法等を確認し、入力条件等を設定する。 b. 現場調査 a. で実施した図面等による調査により設定した入力条件等について、現場ウォークダウンにより現場と相違ないことを確認する。 各施設・設備等における入力条件等の設定及び確認内容の詳細を以下に記載する。	【女川】記載表現の相違 【女川】島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1) 津波防護対象設備について</p> <p>設置許可基準規則第五条及び第四十条においては、設計基準対象施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことが要求されている。そのため、津波防護対象設備を設定し、想定している建屋及び区画以外に津波防護対象設備が設置されていないことを確認する。</p> <p>2) 外郭防護1（週上波の地上部からの到達及び流入防止）について</p> <p>津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置する、又は、津波防護施設及び浸水防止設備を設置することで流入を防止することが要求されている。そのため、各施設・設備が設置されている敷地高さを調査し、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置されていること又は津波防護施設及び浸水防止設備により流入を防止されていることを確認する。</p> <p>また、<u>浸水対策</u>が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>3) 外郭防護1（取水路、放水路等の経路からの流入防止）について</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性を検討し特定すること及び必要に応じて<u>浸水対策</u>を行うことが要求されている。そのため、海水が流入する可能性のある経路を網羅的に調査し、特定する。</p> <p>また、<u>浸水対策</u>が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>4) 外郭防護2（漏水による重要な安全機能への影響防止）について</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること、浸水想定範囲の境界において<u>漏水</u>の可能性のある経路及び<u>浸水口</u>（扉、開口部、貫通口等）を特定すること並びに特定した経路及び<u>浸水口</u>に対して浸水対策を施し、浸水範囲を限定することが要求されている。</p> <p>そのため、漏水の可能性並びに浸水想定範囲の境界における<u>漏水</u>の可能性のある経路及び<u>浸水口</u>を調査し、特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その重要な安全機能又は重大事故等に対処する機能に影響を与える閾値（機能喪失高さ）を調査し、設定する。また、浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p>	<p>1) 津波防護対象設備について</p> <p>設置許可基準規則第五条及び第四十条においては、設計基準対象施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことが要求されている。そのため、津波防護対象設備を設定し、想定している建屋及び区画以外に津波防護対象設備が設置されていないことを確認する。</p> <p>2) 外郭防護1（週上波の地上部からの到達及び流入防止）について</p> <p>津波防護対象設備を内包する建物及び区画は、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置する、または、津波防護施設及び浸水防止設備を設置することで流入を防止することが要求されている。そのため、各施設・設備が設置されている敷地高さを調査し、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置されていること又は津波防護施設及び浸水防止設備により流入を防止されていることを確認する。</p> <p>また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>3) 外郭防護1（取水路、放水路等の経路からの流入防止）について</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性を検討し特定すること及び必要に応じて流入防止の対策を行うことが要求されている。そのため、海水が流入する可能性のある経路を網羅的に調査し、特定する。</p> <p>また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>4) 外郭防護2（漏水による重要な安全機能への影響防止）について</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること、浸水想定範囲の境界において浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること並びに特定した経路に対して浸水対策を施し、浸水範囲を限定することが要求されている。</p> <p>そのため、漏水の可能性並びに浸水想定範囲の境界における浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路を調査し、特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その重要な安全機能又は重大事故等に対処する機能に影響を与える閾値（機能喪失高さ）を調査し、設定する。また、浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p>	<p>1) 津波防護対象設備について</p> <p>設置許可基準規則第五条及び第四十条においては、設計基準対象施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことが要求されている。そのため、津波防護対象設備を設定し、想定している建屋及び区画以外に津波防護対象設備が設置されていないことを確認する。</p> <p>2) 外郭防護1（週上波の地上部からの到達及び流入防止）について</p> <p>津波防護対象設備を内包する建物及び区画は、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置する、または、津波防護施設及び浸水防止設備を設置することで流入を防止することが要求されている。そのため、各施設・設備が設置されている敷地高さを調査し、基準津波による週上波が到達しない十分高い場所に設置されていること又は津波防護施設及び浸水防止設備により流入を防止されていることを確認する。</p> <p>また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>3) 外郭防護1（取水路、放水路等の経路からの流入防止）について</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性を検討し特定すること及び必要に応じて流入防止の対策を行うことが要求されている。そのため、海水が流入する可能性のある経路を網羅的に調査し、特定する。</p> <p>また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>4) 外郭防護2（漏水による重要な安全機能への影響防止）について</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること、浸水想定範囲の境界において浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること並びに特定した経路に対して浸水対策を施し、浸水範囲を限定することが要求されている。</p> <p>そのため、漏水の可能性並びに浸水想定範囲の境界における浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路を調査し、特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その重要な安全機能又は重大事故等に対処する機能に影響を与える閾値（機能喪失高さ）を調査し、設定する。また、浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・以降の同じ相違については相違理由を省略する。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川では経路と浸水口を分けて記載しているが、泊では島根同様に経路と浸水口を一意に経路として記載している。 以降の同じ相違については相違理由を省略する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
5) 内郭防護（重要な安全機能を有する施設の隔離）について 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すことが要求されている。そのため、浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策が必要な箇所の現場状況を確認する。	5) 内郭防護（重要な安全機能を有する施設の隔離）について 浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことが要求されている。そのため、流入する可能性のある経路を特定し、流入防止の対策が必要な箇所の現場状況を確認する。	5) 内郭防護（重要な安全機能を有する施設の隔離）について 浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことが要求されている。そのため、流入する可能性のある経路を特定し、流入防止の対策が必要な箇所の現場状況を確認する。	【女川】記載表現の相違
6) 漂流物について 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、週上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波及び引き波の方向及び速度の変化を分析した上で、漂流物となる可能性を検討することが要求されている。そのため、週上解析を踏まえた上で漂流物調査を網羅的に行い、取水性に影響を与えないことを確認する。	6) 漂流物について 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、週上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波・引き波の方向及び速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討することが要求されている。そのため、週上解析を踏まえた上で漂流物調査を網羅的に行い、取水性に影響を与えないことを確認する。	6) 漂流物について 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、週上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波・引き波の方向及び速度の変化を分析した上で、漂流物となる可能性を検討することが要求されている。そのため、週上解析を踏まえた上で漂流物調査を網羅的に行い、取水性に影響を与えないことを確認する。	【女川、島根】記載表現の相違
(2) 耐津波設計の成立性の確認 上記(1)で実施した設定・確認結果を踏まえ、耐津波設計の成立性を確認する。また、新たに必要となる浸水対策がある場合は実施する。	(2) 耐津波設計の成立性の確認 上記(1)で実施した設定・確認結果を踏まえ、耐津波設計の成立性を確認する。また、新たに必要となる流入防止の対策がある場合は、実施する。	(2) 耐津波設計の成立性の確認 上記(1)で実施した設定・確認結果を踏まえ、耐津波設計の成立性を確認する。また、新たに必要となる流入防止の対策がある場合は、実施する。	
(3) 入力条件等の管理 設備改造等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、評価する。	(3) 入力条件等の管理 設備改造等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、再評価する。	(3) 入力条件等の管理 設備改造等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、再評価する。	【女川】記載表現の相違
3. 3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い 現場確認手順及び確認結果の記録について、品質保証記録として管理する。	3.3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い 現場確認手順及び確認結果の記録について、品質記録として管理する。	3.3 現場確認記録の品質保証上の取り扱い 現場確認手順及び確認結果の記録について、品質保証記録として管理する。	【女川】記載表現の相違 【島根】記録名称の相違
3. 4 今後の対応 今後、改造工事等により、耐津波設計に用いる入力条件等の変更が生じた場合、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて入力条件等の再設定・再確認を実施する。	3.4 今後の対応 今後、改造工事等により、耐津波設計に用いる入力条件等の変更が生じた場合、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて入力条件等の再設定・再確認を実施する。	3.4 今後の対応 今後、改造工事等により、耐津波設計に用いる入力条件等の変更が生じた場合、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて入力条件等の再設定・再確認を実施する。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

実線・・設計方針又は設備構成等の相違
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第5条 津波による損傷の防止

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 入力条件等の設定・確認</p> <p>耐津波設計において必要となる入力条件等を下記 a. 及び b. のとおり設定し、確認する。設定・確認内容の詳細は下記 1)～6) のとおりとする。</p> <p>a. 図面等による入力条件等の調査及び設定 耐津波設計に係る各施設、設備について、設置箇所、寸法等を図面等で確認し、入力条件等を設定する。</p> <p>b. 現場確認 各施設、設備について、設置箇所、寸法等が図面等と現場とで相違ないことを確認する。</p> <p>1) 津波防護対象設備 津波防護対象設備が、想定している建屋及び区画以外に設置されていないことを確認する。</p> <p>2) 外部防護1（海上波の堆上部からの到達及び流入防止） 津波防護対象設備を設置している建屋及び区画が、基準津波による堆上波が到達しない敷地高さに設置されていること又は津波防護施設及び浸水防止設備を設置することにより流入の防止が図られていることを確認する。また、浸水対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>3) 外部防護2（取水路・放水路等の経路からの流入防止） 取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性を検討し、流入経路を特定する。また、浸水対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>4) 外部防護3（海水による重要な安全機能への影響防止） 取水、放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。また、浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その必要な機能に影響する閾値を設定する。浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>5) 内部防護（重要な安全機能を有する施設の保護） 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口）を特定する。また、浸水対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>6) 漂流物 海上解析の結果を踏まえて、漂流物となる可能性のある施設、設備等を特定し、取水性に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(2) 耐津波設計の成立性の確認 上記(1)の設定・確認結果をもとに、耐津波設計の成立性に問題がないことを確認する。</p> <p>(3) 入力条件等の管理 設備改修等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、再評価する。</p> <p>(1) 入力条件等の設定・確認 耐津波設計において必要となる入力条件等を下記 a. 及び b. のとおり設定し、確認する。設定・確認内容の詳細は下記 1)～6) のとおりとする。</p> <p>a. 図面等による入力条件等の調査及び設定 耐津波設計に係る各施設、設備について、図面等を用いて設置箇所、寸法等を図面等で確認し、入力条件等を設定する。</p> <p>b. 現場確認 各施設、設備について、設置箇所、寸法等が図面等と現場で相違ないことを確認する。</p> <p>1) 津波防護対象設備 津波防護対象設備が、想定している建屋及び区画以外に設置されていることを確認する。</p> <p>2) 外部防護1（地上部からの流入防止） 津波防護対象設備を設置している建屋及び区画が、基準津波による堆上波が到達しない敷地高さに設置されていること又は津波防護施設及び浸水防止設備を設置することにより流入の防止が図られていることを確認する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>3) 外部防護1（取水路・放水路等からの流入防止） 取水路、放水路等からの流入防止を検討する。また、流入経路を特定する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>4) 外部防護2（屋外による重要な安全機能への影響防止） 取水、放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。また、浸水想定範囲の境界において漏水の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その必要な機能に影響する閾値を設定する。浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。</p> <p>5) 内部防護（重要な安全機能を有する施設の保護） 浸水防護重点化範囲への流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。</p> <p>6) 漂流物 海上解析の結果を踏まえて、漂流物となる可能性のある施設、設備等を特定し、取水性に影響を与えないことを確認する。</p> <p>(2) 耐津波設計の成立性の確認 上記(1)の設定・確認結果をもとに、耐津波設計の成立性に問題がないことを確認する。</p> <p>(3) 入力条件等の管理 設備改修等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、再評価する。</p>			

第3-1図 入力条件等の設定プロセスフロー図

図2 耐津波設計の入力条件等の現場確認プロセスフロー図

【女川】記載表現の相違